

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、行政監査を執行した結果は、別冊報告書のとおりです。

平成27年3月27日

福島県監査委員 小桧山 善 継
福島県監査委員 三 村 博 昭
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 尾 形 克 彦

平成27年3月27日（金曜日）
福島県報号外第27号別冊

平成26年度

行政監査結果報告書

「公の施設における指定管理者制度について」

平成27年3月

福島県監査委員

目 次

第1	監査の概要	-----1
第2	監査の結果	-----2
1	公の施設の管理の状況について	-----2
2	指定管理者制度の導入状況について	-----2
(1)	指定管理者制度の導入経過	-----2
(2)	公の施設、指定管理に関する法令、通知、条例、規則等	-----6
(3)	指定管理者制度導入に関する基本的方針	-----8
3	指定管理者の選定状況について	-----10
4	指定管理者との協定内容等について	-----15
5	指定管理者制度の運用状況について	-----18
6	県と指定管理者の責任分担について	-----20
7	施設の設置目的に沿った管理運営について	-----23
8	指定管理運営の評価と見直しについて	-----24
9	指定管理者制度の導入効果について	-----25
第3	監査委員意見	-----27
1	指定管理者制度導入について	-----27
2	指定管理者の選定手続について	-----27
3	指定管理者との協定内容等について	-----30
4	指定管理者制度の運用について	-----31
5	県と指定管理者の責任分担について	-----33
6	施設の設置目的に沿った管理運営について	-----34
7	指定管理運営の評価と見直しについて	-----34
8	指定管理者制度の導入効果について	-----35
9	その他の事項について	-----36
第4	まとめ	-----37
参考資料		
1	監査対象機関一覧	-----39
2	福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例	-----40
3	公の施設の管理に関する見直し指針	-----42
4	アウトソーシング推進基本方針	-----43
5	アウトソーシング推進実行計画取組状況	-----49
6	指定管理者制度導入に関する基本的方針	-----58
7	通知等（総務省）	-----66

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

『公の施設における指定管理者制度について』

2 監査の目的

平成15年9月に地方自治法が改正施行され、公の施設の管理について指定管理者制度が導入された。この制度は、多様化する住民のニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としているものである。

県では、平成16年8月「指定管理者制度導入に関する基本的方針」を策定、同年10月「福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」を制定、平成17年度に指定管理者制度を導入し、今年度で10年目を迎える。

については、公の施設における指定管理者制度に係る事務の執行状況や導入の効果・課題等を検証し、今後の指定管理者制度の適正かつ円滑な運用に資する。

3 監査の着眼点

- (1) 指定管理者選定手続は適切に行われているか。
- (2) 管理に関する協定書等の内容は適切か。
- (3) 指定管理者と県との責任分担は適切か。
- (4) 施設の設置目的に沿って運営されているか。
- (5) 管理運営の評価及び見直しが適時・適切に行われているか。
- (6) 指定管理者制度の導入効果は十分得られているか。

4 監査対象機関

学校、道路及び河川を除く公の施設のうち、福島県行財政改革推進本部・業務改革部会による「アウトソーシング推進実行計画取組状況」（平成22年6月）における指定管理等の管理検討施設と指定管理者制度導入施設を所管する機関（各部局等担当課）及び指定管理者制度を総括する行政経営課に対し、管理検討状況及び指定管理者制度や施設の運営状況等について事前調査を実施し、検討の結果、行政経営課及び平成26年4月1日現在の指定管理施設を所管する担当課全てを監査対象機関（17機関）とした。また、全ての指定管理者（16団体）に対し関係人調査を実施した。

5 監査の実施期間

平成26年4月から平成27年3月まで

6 監査の方法

監査対象機関から、監査資料等の提出を求めるとともに、職員による実地調査を行った。それらを踏まえ、監査委員による書面監査を実施した。

第2 監査の結果

1 公の施設の管理の状況について

「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設とされている（地方自治法第244条第1項）。

一方、公の目的のために設置された施設であっても、庁舎や研究所等の住民の利用に供することを目的としていない施設は公の施設に当たらないとされている。

本県では、公園、県営住宅、社会福祉施設、文化教育施設、レクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設等平成26年4月1日現在で224施設（学校、道路及び河川を除く。）が設置されている。

従来、直営以外の公の施設は、他の地方公共団体及び公共的団体並びに出資法人への管理委託しか認められていなかったが、効果的かつ効率的な運営の観点や民間活力活用のための規制緩和として、平成15年9月の地方自治法改正施行により、指定管理者制度が導入され、公の施設を民間事業者やNPO法人（特定非営利活動法人）等法人その他の団体に、指定管理者として管理委託できることとなった。

また、従来の管理委託では、行政処分に該当する使用許可等は委託できなかったが、指定管理者制度では可能となった。ただし、学校教育法、道路法、河川法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度は採用できないとされている。

なお、公の施設は地方自治法改正施行後3年以内に、原則として直営管理又は指定管理者制度のいずれかによることとなった。

本県では、平成26年4月1日現在、学校、道路及び河川を除く公の施設で、直営が99施設、指定管理者制度が121施設（東日本大震災による改修のため休止している9施設を含む。）、他の地方公共団体（市町村）への管理委託が4施設となっている。（県営住宅は1団地を1施設として計上しており、平成26年4月1日現在、全県で92施設（指定管理者制度81施設、直営11施設）となっている。管理上は地域ごとに1管理者としてのことから、以下、本報告書においては、地域ごとに1施設として取り扱う。）

なお、平成24年11月の総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」（以下「総務省調査」という。）では、本県の指定管理導入率は、52.8%（県営住宅を除いた場合28.8%）、全都道府県平均は61.3%（同50.1%）となっている。

2 指定管理者制度の導入状況について

(1) 指定管理者制度の導入経過

本県における指定管理者制度の導入は、行財政改革におけるアウトソーシング（外部委託）の推進として位置付けられ、経費削減と住民サービスの向上を図ること、併せて管理主体を選定する手続等の透明化の確保及び県民への説明責任に十分配慮するものとされた。

また、公の施設を受託している公社等については、指定管理者制度が導入されることを踏まえ、更なるサービス水準の向上、管理体制や事業運営の一層の効率化を図り、主体的・自立的な経営体制の確立に自ら取り組むこととした。

福島県における指定管理者制度導入に当たっての主な経過としては、平成16年4月の福島県行財政改革推進本部・公社等外郭団体見直し部会において「公の施設の管理に関する見直し指針」が決定され、管理委託していた施設の管理状況の点検及び見直しが実施された。同年6月の福島県行財政改革推進本部・業務改革部会において「アウトソーシング基本方針」が決定され、平成16～18年度が集中取組期間とされた。

それらを踏まえ、平成16年8月に「指定管理者制度導入に関する基本的方針」、同年10月に「アウトソーシング推進実行計画」、「公社等外郭団体への関与等に関する指針」が策定されるとともに、福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則が公布、施行された。この時点で公の施設の管理を行っている公社等は10団体であったが、公社等に対する県の関与を必要最小限とすることが基本方針とされ、同年12月の「公社等の見直しに関する実行計画」の修正では、公平な競争環境の整備を図る観点から、公社等は主体的・自立的な経営確立に自ら取り組むことが基本とされた。

平成19年2月には、「アウトソーシング推進実行計画」について改訂がなされ、平成22年6月の取組状況において、指定管理者制度等の管理方法の検討を予定する施設が15施設となった。その後、東日本大震災以降は、施設を取り巻く状況の変化から具体的な検討が中断している施設も見受けられる。

指定管理者制度導入施設の状況については、平成16年度に県営住宅（県北及び県中地区）について公募及び選定が実施され、平成17年度よりこれら一部の施設において指定管理者制度への移行がなされた。平成17年6月には福島県教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則が公布、施行されたことから、平成17年度中に全体で51施設の選定（公募41施設、非公募10施設）がなされ、平成18年度より本格的な指定管理者制度の導入がなされた。

平成26年4月1日現在、指定管理施設数は35施設、指定管理者16団体（複数施設を管理している団体がある。）となっている。なお、これまで指定管理の公募を行ったが、審査の結果、選定団体なしとして直営となった施設は平成22年度の2件のみとなっている。

なお、平成22年において制度導入の検討を予定していた15施設及び同年に直営となった2施設についても、今回の行政監査に係る事前調査及び職員調査で検討状況を確認した。

表 1：施設種別毎の指定管理者制度導入状況（施設数 単位：件）

区分	レクリエーション・スポーツ施設	産業振興施設	基盤施設 (公園、 県営住宅)	文教施設	社会福祉施設	計	累計
H17			2			2	2
H18	15	5	4	9	18	51	53
H19	1		2		-1	2	55
H20					-2	-2	53
H21	-1			-4	-1	-6	47
H22						0	47
H23	-1			1	-3	-3	44
H24						0	44
H25	-9					-9	35
H26.4.1現在	5	5	8	6	11	35	35

※ 施設種別は総務省調査の施設区分による。区分は年度。

※ 施設数減の内容

H19：民間委譲による。

H20：民間委譲による。

H21：国民宿舎翁島荘廃止、指定管理者である財団法人福島県自然の家解散に伴う直営化（なお、相馬海浜自然の家は東日本大震災被災によりH23廃止。）及び民間委譲による。

H23：東日本大震災被災に伴う小名浜港マリーナ施設指定管理の廃止、太陽の国野球場の廃止及び民間委譲による。

H25：東日本大震災被災に伴う改修のため休止している9施設（プレジャーボート用指定泊地・指定施設）の指定管理期間満了による（実態の指定管理施設数はH23、24年度とも35施設。改修が終了した施設から随時指定管理者制度を再開する予定。）。

表2：指定管理者となった団体の種別（H26. 4. 1 現在 単位：件）

施設種別	指定管理 施設数	指定管理者となった団体の種別							摘 要
		株式会社	公益財団 法人	公益社団 法人	一般財団 法人	社会福祉 法人	特定非営 利活動 法人	協同組合	
レクリエーション・ スポーツ施設	5	1	2		1			1	
産業振興施設	5		4				1		団体実数3
基盤施設 (公園)	4		4						団体実数1
基盤施設 (県営住宅)	4	1					3		団体実数2
文教施設	6		6						団体実数5
社会福祉施設	11			1		10			団体実数2
合 計	35	2	16	1	1	10	4	1	団体実数16
割合	100%	6%	46%	3%	3%	29%	11%	3%	
指定管理者と なった団体実数		2	8	1	1	1	2	1	団体合計16
割合		13%	50%	6%	6%	6%	13%	6%	
うち県の公社等 外郭団体数		1	7	1	0	1	0	0	公社等合計10
割合		6%	44%	6%	0%	6%	0%	0%	63%(施設数では77%)

※ 施設種別は総務省調査の施設区分による。

※ 公益財団法人のうち1つはいわき市の外郭団体、一般財団法人は猪苗代町の外郭団体である。

表3：指定管理等管理方法検討予定施設の検討状況

所管部局庁	所管課	施設種別	施設名	管理状況	検討状況
保健福祉部	児童家庭課	社会福祉施設	若松乳児院	直営	乳幼児養護体制及び施設のあり方について見直し検討継続中。 利用者減少や県中児童相談所一時保護所併設後の状況を踏まえ、見直し検討継続中。 施設老朽化に伴う改築をH27年度まで実施。施設のあり方について見直し検討継続中。
	障がい福祉課		郡山光風学園	直営	
			大笹生学園	直営	
土木部	まちづくり推進課	基盤施設(公園)	会津レクリエーション公園	直営	有料施設がなく利用料金収入がないため、指定管理移行のメリットが少ないとして検討なし。
			東ヶ丘公園	直営	
			いわき公園	直営	
	下水道課	基盤施設(下水道)	下水道施設(県北処理区)	委託	民間一括委託への移行を前提に公益財団法人福島県下水道公社へ委託。 民間一括委託を継続。
			下水道施設(県中処理区)	民間一括委託	
			下水道施設(二本松処理区)	民間一括委託	
			下水道施設(田村処理区)	民間一括委託	
	建築住宅課	基盤施設(県営住宅)	県営住宅(県南地区)	直営	H28年度より指定管理移行予定。
県営住宅(相双地区)			直営		
教育庁	社会教育課	文教施設	図書館	直営	中長期にわたる継続した調査研究機能や市町村等を支援する機能が求められることから当面直営とする。
			美術館	直営	
			博物館	直営	
			郡山自然の家	直営	H22に指定管理公募するも審査により選定団体なし。H28に耐震工事実施後、指定管理移行予定。
			会津自然の家	直営	
合計	6		17		指定管理移行予定4。

※ 施設種別は総務省調査の施設区分による。

表3のとおり、直営の都市公園3施設については、有料施設がないため指定管理者制度のメリットが少ないとし、引き続き検討するとしているものの、具体的な検討はなされていない。

(2) 公の施設、指定管理に関する法令、通知、条例、規則等

指定管理者制度導入に関する規定は地方自治法第244条の2において定められている(以下、要約)。

(第1項) 公の施設の設置及び管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(第3項) 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、指定管理者に管理を行わせることができる。

(第4項) 条例で指定管理者の指定の手続、指定管理者の行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定める。

(第5項) 指定管理者の指定は、期間を定めて行う。

(第6項) 普通地方公共団体は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(第7項) 指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関し事業報告書を作成し、普通地方公共団体に提出しなければならない。

(第8項、第9項) 地方公共団体は、条例の定めるところにより地方公共団体の承認を受けて指定管理者が定めた公の施設の利用料金を当該指定管理者の収入とさせることができる。

指定管理者制度の実施に当たり、地方自治法改正における取扱いについては、平成15年7月に総務省より通知が出され、条例で規定すべき事項が以下のとおり示されている。

- ・ 指定管理者の指定における選定基準（住民の平等利用の確保、施設効用の最大限の発揮と管理経費縮減、安定管理の物的及び人的能力）
- ・ 管理基準（施設利用、業務運営の基本的条件（休館日、開館時間、使用制限、個人情報取扱等））
- ・ 業務範囲の設定基準（施設の維持管理運営業務を具体的に設定）

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例では、指定管理者の指定手續、協定で定める事項、事業報告書の記載事項等を定め、知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則及び福島県教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則では、指定管理者指定申請書様式と添付資料、事業報告書様式等を定めている。

公の施設の設置と管理に関する条例は施設種別又は個別施設ごとに制定されているが、指定管理施設関係では福島県総合社会福祉施設太陽の国条例、福島県児童福祉施設条例、福島県障害者支援施設条例、福島県産業支援館条例、福島県港湾管理条例、福島県都市公園条例、福島県県営住宅等条例及び福島県自然の家条例が複数施設の設置管理について規定し、それ以外はそれぞれの施設単独の設置管理条例となっている（例外として、スポーツ課指定管理施設のあづま総合運動公園内クライミングウォールについては、条例中に規定されていないが他の公園内施設と同様に都市公園条例による設置管理施設とし、公園と併せて指定管理者管理としている。）。

平成19年1月には、総務省より指定管理者制度の運用についての通知が出され、より効果的かつ効率的な運営及び選定手續の透明性の確保が求められた。

平成20年6月には、総務省より地方財政運営について通知が出され、指定管理者制度の運用について以下の留意点が示された（概要。詳細は参考資料参照）。

- ・ 公共サービスの水準確保の観点からの指定管理者選定基準を設定すること。
- ・ 指定管理者の評価に公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入すること。
- ・ 指定管理協定には、必要な体制、リスク分担、損害賠償責任保険等の加入等を盛り込むこと。

- ・委託料等の支出については、利益配分の在り方を明示すること。
- ・適正な利用料金設定と適切な委託料積算によること。

平成22年12月には、総務省より指定管理者制度の運用についての通知が出され、以下の留意点が助言された（概要。詳細は参考資料参照）。

- 1 指定管理者制度は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、導入を含め幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度であること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者の管理が適切に行われているか定期的に見直すため、管理期間を定めることとしており、この期間は公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体が、施設の設置目的や実情等を踏まえ定めること。
- 4 指定管理者の指定申請は、住民サービスを効果的及び効率的に提供するため、民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請が望ましいが、利用者や住民の評価等を踏まえ同一事業者を再指定する例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じ適切に選定すること。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分配慮し、協定等には、施設の種別に応じた必要な体制、リスク分担、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等、具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者の選定に当たっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合は、債務負担行為を設定すること。

(3) 指定管理者制度導入に関する基本的方針

・平成16年度導入時

指定管理者を選定する手続の基本的な考え方として「各手続における透明性の確保及び県民への説明責任」に十分配慮するものとした。

管理者の募集は、原則として公募とし、特別な事情等があり、説明責任を果たし得る理由付けがあれば非公募も可とした。なお、公募によらない場合の例として以下を挙げている。

- 1 県の施策との密接な関連から、当該団体による、施設の管理運営と一体となった事業展開の必要性が認められる場合
- 2 隣接する市町村有施設等との一体的管理の必要性が認められる場合
- 3 現在の管理者以外に申請が見込めないことが客観的に認められる場合

4 「危機」への対応上必要性が認められる場合（公募に対して申請団体がなかった場合において、「時間的に間に合わない」、「同じ結果が予測される」等客観的に対応不可能な場合）

候補団体の選定については、各所管部局が主体となり、福島県行財政改革推進委員会の意見を聞いた上で決定することされ、指定期間は3年を基本とし、施設の性格等により3年によらないこともできるとした。

なお、各施設への指定管理者制度導入については、福島県行財政改革推進本部・業務改革部会で決定することとしていたが、平成19年9月からは、各部局が決定し、業務改革部会に報告を行うこととなった。

・平成20年度更新時

指定期間については、短期間では効率的な管理運営の効果が発揮されにくいことや雇用面等での事業リスクが高く新規参入が困難であり、競争性の確保が困難となること、長期間では指定管理者固定化による弊害が懸念されることから期間は3～5年が適当として、指定期間は5年以内を基本とし、「施設の設置目的、性格及び特性」、「サービスの継続性、安定性及びノウハウの発揮」、「効果的なコスト削減」、「民間事業者の成熟度及び新規参入機会の確保」及び「県民ニーズの変化及び社会経済情勢（特に施設を取り巻く社会状況）の変化」を考慮しながら、各施設の特性に応じた期間とした。

指定管理委託料については、平成18年度及び平成19年度の指定管理委託料決算額を参考価格として提示することとし、業務内容見直しにより一部業務の廃止又は追加を行う場合は、廃止業務見合いの実績額、追加業務の積算額を提示するものとした。

候補団体の決定については、応募機会の公平性確保、自由な発想・創意工夫により、県民サービスの向上を図ろうとする団体を選定できること並びに手続の効率性、客観性及び透明性の確保について附記している。

管理状況については、各所管部局が、事業報告書、必要に応じた臨時的報告又は実地に調査することにより把握し、毎年度1回評価を実施し、年度協定へ反映させるほか、次回指定手続等に活用していくとした。

なお、今後の検討課題として、応募団体の増加を図り一層の競争性を確保し、及び管理運営において指定管理者の取組意欲を喚起・維持するため、各施設の実情に応じて新たなインセンティブとなるシステムの導入を検討することが必要と整理している。

その際、単純な成功報酬ではなく、他県の同種施設における導入状況を踏まえ、以下に留意し合理的な制度を検討していく必要があるとした。

- 1 適切な目標設定が可能であること。
- 2 客観的な業務実績の測定・評価が可能であること。
- 3 インセンティブとなる金額に妥当性があること。
- 4 県側の評価等に係る業務量増加との兼ね合いを考慮すること。

なお、インセンティブとしては、おおむね以下の手法が考えられるとした。

- 1 業務実績に応じた指定管理委託料の支払
- 2 報奨金の支払
- 3 実費増加部分の精算払

・平成25年度更新時

指定管理委託料については、平成21年度から平成24年度までの指定管理委託料決算額及び平成25年度当初予算額を参考価格として提示することとし、利用料金収入、その他付帯事業収入（レストラン、売店等）の実績額を併せて提示することとした。

管理状況の確認については、指定管理者の労働法令の遵守や労働条件への適切な配慮が追加された。

また、選定に際しては、指定管理者の情報管理体制チェックによる個人情報の適切な管理・保護が追加された。なお、今後の検討課題の記載はなかった。

3 指定管理者の選定状況について

指定管理者の選定については、福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び指定管理者制度導入に関する基本的方針により、募集、選定方法等が決められている。

公募、非公募及び募集要項、選定基準（案）を各部局指定管理者選定検討会で検討・決定する。募集、説明会を行い、2か月程度の募集期間を経て申請を締め切る。各部局で予備審査後に選定検討会による一次審査（書面）、二次審査（面接）を経て候補団体を決定し、議会の議決後に指定管理者指定の公告を行う。

募集要項については、行政経営課より募集要項（例）が示され、指定管理者更新時には、総務省通知等を踏まえた見直しを行っている。

なお、募集要項には、施設概要、指定管理者が行う業務、業務遂行の基準（開館時間、休館日、県民の平等利用確保、関係法令の遵守、個人情報等の適切な取扱い、情報公開、文書管理、業務の一括再委託の禁止）、指定予定期間、業務遂行に係る経費（委託料及び利用料金等収入の参考価格（決算額、当初予算額）、委託料の支払方法、利用料金収入の充当）、責任分担（施設等の維持管理及び修繕、事故・災害等による施設の損傷及び利用者等への責任、事故・災害発生時の業務停止による運営リスク、施設等及び利用者等に係る保険加入、包括的管理責任並びに不可抗力により業務の遂行が困難になった場合の措置及び災害発生時の対応）、申請の資格、申請の方法（募集要項の配布、募集説明会の開催、質問事項の受付、申請受付期間及び提出書類）、候補団体選定の方法（審査方法、選定基準及び決定方法）、選定後のスケジュール（指定管理者の指定、協定締結及び協定を締結できない場合）、事前準備、事業報告、管理業務の評価（県による評価、利用者アンケートの実施）、県による調査実施、障がい者の雇用、指定の取消等を盛り込むこととしている。

選定基準には、県民の平等な利用の確保、関係法令の遵守、施設の効用の最大限の発揮と経費縮減、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力、個人情報その他の情報の保護体制の整備、その他の項目を設けることとなっている。

指定管理者選定検討会については、各部局等ごとの設置が適当とされ、「附属機関等の管理運営基準」に基づき、行政経営課と協議の上設置されている。委員数は5～10名程度とされ、外部有識者等と県関係者で構成し、半数以上を外部委員とし、公認会計士等の経営状況等審査に精通した者を加えることとしている。なお、選定検討会は、選定の都度設置するのではなく、指定期間中における取消しに伴う不測の選定作業や選定方法等の見直し検討等に対応するため、継続的な組織として設置することとなっている。

表4：指定管理者選定検討会の設置状況

所管部局庁	施設種別	指定管理者数	選定検討会設置数	委員数	うち県職員の委員数	摘要
企画調整部 (文化スポーツ局)	文教施設	2	1	5	2	文化スポーツ局指定管理者選定検討会
	基盤施設 (公園内設備)	1				公園指定管理者と併せて公募のため、土木部指定管理者選定検討会(都市)が選定。
生活環境部	文教施設	1	1	5	2	
保健福祉部	社会福祉施設	2	1	7	3	
商工労働部	産業振興施設	3	1	7	3	
	文教施設					
農林水産部	レクリエーション・スポーツ施設	3	1	6	3	県職員委員1名は総合緑化センターに限る。
土木部	レクリエーション・スポーツ施設	2	1	6	2	土木部指定管理者選定検討会(河川港湾)
	基盤施設 (公園)	1	1	6	2	土木部指定管理者選定検討会(都市)
	基盤施設 (県営住宅)	2	1	6	2	土木部指定管理者選定検討会(建築)
教育庁	文教施設	2	1	5	2	教育委員会指定管理者選定検討会
合計		19	9	53	21	指定管理者は重複があり実数16。

- ※ 施設種別は「総務省調査」の施設区分による。
- ※ 被審査団体の理事や評議員となっている委員は欠席する取扱いとなっている。
- ※ 摘要欄中の（ ）は、各検討部会の名称を表示している。

表5：公募等の実施状況

年度	公募の状況							非公募の状況		選定された件数	選定なしの件数	合計	従前の管理受託者、指定管理者が選定された施設数
	件数	説明会出席者			申請者			件数	非公募の理由				
		0～1者	2～3者	4者以上	1者	2～3者	4者以上						
H16	2			2			2	0		2	0	2	0
H17	30	1	2	27	20	10	0	10	民間委譲、廃止予定(福祉施設等8)。受益者限定(点字図書館)。法に基づく指定団体(中小企業振興館)。	40	0	40	38
H18	2			2		2		0		2	0	2	0
H19	2		2		1	1		0		2	0	2	1
H20	27	15	11	1	23	4	0	2	受益者限定(点字図書館)。法に基づく指定団体(中小企業振興館)。	28	1	29	26
H21	2			2			2	0		2	0	2	0
H22	9	3	1	5	4	4	1	0		6	3	9	3
H23	1			1		1		0		1	0	1	1
H25	16	10	5	1	16			2	受益者限定(点字図書館)。法に基づく指定団体(中小企業振興館)。	18	0	18	18
合計	91	29	21	41	64	22	5	14		101	4	105	87
割合	87%	32%	23%	45%	70%	24%	5%	13%		96%	4%		86%

※ 選定なしについての詳細

H20：翁島港マリーナ施設において審査の結果選定なしとなったが、再公募の結果、選定された。

H22：自然の家3施設において審査の結果選定なしとなり、全て直営とした。

表5のとおり、これまでの選定状況については、平成26年4月1日現在、公募において申請が1者だったのは70%（平成25年度は100%）、選定により従来の指定管理者が選定された施設は86%（平成25年度は100%）。指定管理者制度導入時から指定管理者が変わっていない施設は89%と固定化している状況がみられた。

平成26年4月1日現在の指定管理者制度施設35施設においては、公募、管理期間5年が原則とされ、非公募で指定管理者を選定したのは福島県点字図書館と福島県中小企業振興館の2施設、管理期間は全て5年となっている。

総務省調査では全国都道府県の公募割合は63.8%、従前の管理受託者や指定管理者を公募の方法によることなく選定した（いわゆる非公募）割合は32.7%であり、管理期間は5年が47.8%、4年以下が51.2%であるが、10年以上も0.7%あった（本県の平成26年4月1日現在の公募割合は98%（総務省調査と同じく県営住宅は団地ごとに算定））。

公募等において着目した主な事例については、以下のとおりである。

公募の際、管理の効率性や施設の関連性等から、複数の施設を併せて公募するものがあり、前述のあづま総合運動公園と公園内のクライミングウォール、総合社会福祉施設太陽の国にある8施設、障害児入所施設と障害者支援施設が併設されているばんだい荘わかばとばんだい荘あおば、隣接している逢瀬公園と福島県総合緑化センターが一括公募となっている。また、福島県文化センターは、福島県文化会館と福島県歴史資料館で構成されているが、一体で公募されている。

太陽の国については、平成17年度の当初指定管理者募集の際、2団体が説明会に参加し、申請が1団体であったが、平成22年度の募集の際は説明会参加及び申請ともに1団体、ばんだい荘あおば及びわかばは平成17年度、平成22年度ともに説明会参加、申請とも1団体となっている。

太陽の国は、コロニー型の総合社会福祉施設であり、一体的で効果的な入所者の処遇向上を図るとの観点から、8施設を一括公募している。指定管理者である社会福祉法人福島県社会福祉事業団は、県立社会福祉施設の管理運営主体として設立された経緯があり、太陽の国においては、指定管理者制度施設のほか、委譲された4社会福祉施設や太陽の国管理センター、給食、洗濯センター等の附属施設についても施設設置当初から管理運営を行っている。

福島県文化センターの文化会館と歴史資料館については、同一敷地内に設置されており、文化会館管理は芸術、学術の振興と文化会館施設の活用を業務とし、歴史資料館管理は県に関する歴史資料の収集、整理、保管、展示及び利用、歴史資料に関する専門的又は技術的調査研究、講演会等の主催及び開催援助等を行うとされているが、特に歴史資料館の管理について、専門的なノウハウが必要とされている。文化会館のような単独の施設は、市町村を含め多くの地方公共団体が指定管理者制度を導入しているが、歴史資料館といった、文書、考古及び民俗資料に関する施設も含めた一体の指定管理は、あまり例のない構成となっている。

平成17年度の福島県文化センターに係る当初指定管理者募集の際は18団体が説明会に参加し、2団体の申請があったが、平成20年度及び平成25年度の募集の際は説明会参加、申請ともに1団体となっている。

なお、福島県文化センターの指定管理者である公益財団法人福島県文化振興財団は施設設置当初から管理運営を行っており、福島県文化財センター白河館（まほろん）の指定管理者としても、県の文化財の保管、展示及び別委託による埋蔵文化財調査を行っている。

事前調査及び職員調査において、指定管理者の固定化について課題と考えている担当課も複数見受けられた。同様に、業務の内容や長期経営計画の必要性等から非公募としての指定管理者選定、管理期間の長期化といったことについての意見・要望もあった。

各部局担当課、各指定管理者から確認、回答を得た概要は次表のとおりである。

表6：監査対象機関及び指定管理者への事前調査等の概要

NO	主な確認事項	各部局担当課(16)		有の割合	課題等の主な内容、有無の理由	指定管理者(施設毎35)		有の割合	課題等の主な内容、有無の理由
		有	無			有	無		
1	指定管理者選定手続の課題	3	13	19%	指定管理者の固定化。非公募適当。	1	34	3%	非公募希望。
2	指定管理協定書の課題	2	14	13%	協定期間が短い。指定管理範囲検討。	11	24	31%	修繕、備品の責任分担。災害時の県との役割分担、連携等。
3	指定管理期間、管理料の課題	/	/	/		21	14	60%	管理期間短い。維持補修費不足等。
4	施設設置目的の規定	16	0	100%		/	/	/	
4	施設設置目的に沿った運営の課題	/	/	/		1	34	3%	原発事故影響による限定あり。
5	県と管理者の責任分担の明記	16	0	100%		/	/	/	
5	県と管理者の責任分担の課題	/	/	/		7	28	20%	修繕、備品の責任分担。施設改修計画の提示がない等。
6	施設改修と修繕の区分の明記	12	4	75%	協定上は協議で決定等。	/	/	/	
6	施設改修と修繕の区分の課題	/	/	/		11	24	31%	改修予算不足。施設改修計画の提示がない等。
7	防災、危機管理体制等の規定	16	0	100%		/	/	/	
7	防災、危機管理体制の対応の課題	/	/	/		9	26	26%	災害時の県との役割分担、連携等。
8	管理運営評価、見直しの随時実施	5	11	31%	年1回実施等。	/	/	/	
8	管理運営評価、見直し実施の課題	/	/	/		5	30	14%	専門家外部評価の必要性等。
9	管理者努力のインセンティブ付与	12	4	75%	利用料金制でない等。	/	/	/	
9	管理者努力のインセンティブ付与の課題	/	/	/		25	10	71%	付与なし。料金免除の補填なし等。
10	利用者ニーズの把握と対応の規定	14	2	88%	県が把握。定例報告による等。	/	/	/	
10	利用者ニーズの把握と対応の課題	/	/	/		6	29	17%	随時把握すべき。設備等の要望には対応困難等。
11	県と管理者の協議、意見聴取機会の確保	13	3	81%	震災後中断し再開。随時聴取等。	/	/	/	
11	県と管理者の協議、意見聴取機会確保の課題	/	/	/		0	35	0%	
12	十分な指定管理者制度導入効果	11	5	69%	震災影響で比較困難。収入減等。	22	13	63%	長期展望や人材確保の困難等。
13	指定管理者制度に関する見直し予定	2	14	13%	非公募、指定管理期間等。	1	34	3%	非公募、指定管理期間見直し希望。
14	その他の指定管理者制度に関する課題	1	15	6%	設備更新の検討等。	8	27	23%	適切な管理料算定。報告等の負担軽減等。

※ 上記回答内容には行政経営課は含まない。

※ 各部局担当課及び指定管理者の項目の斜線部分は回答を求めている項目。

ふくしま海洋科学館（アクアマリンふくしま）の指定管理者である公益財団法人ふくしま海洋科学館は、海洋文化・学習施設の開設準備及び管理運営主体として設立された経緯がある。

海洋科学館の業務は、海洋生物や標本等資料の収集、飼育、保管及び展示、資料に関する専門的又は技術的な調査研究、講演会等の開催等となっており、近年では全国各地に活魚の確保体制を作り展示体制を強化したり、シーラカンスの研究や海外研究施設との連携、2018年世界水族館会議の招聘等多くの成果も上げている。

また、東日本大震災被災後の再開へ向けての迅速な対応でも高い評価を得ているところである。子どもの学習施設を自主事業で設置したりと施設の設置目的に沿った運営を行っており、また、利用者数も当初の目標を上回っている。

福島県中小企業振興館は、県と福島市等が建設した複合施設「コラッセふくしま」内の福島県産業支援館に設置されている。福島県中小企業振興館内には起業支援室（インキュベートルーム）が設けられ、それぞれに指定管理者が選定されている。

福島県中小企業振興館の指定管理業務については、維持管理、会議室等使用承認の他に中小企業等に対する相談業務、経営情報提供、人材育成、交流活動の支援等、中小企業支援法に基づく中小企業支援センター業務となっており、指定管理者である公益財団法人福島県産業振興センターは、中小企業支援センター業務の指定を受けた県内唯一の団体であることから、非公募により指定管理者とされている。

なお、中小企業支援センター業務の中心業務である支援センター事業の費用は、県の補助金として交付され、指定管理委託料に含まれていないことから、事業報告は、福島県中小企業振興館の維持管理、会議室管理等に係るもののみとなっており、他は補助事業実績報告により確認を行うこととされている。一部業務で別委託や補助金による同様な事例は他の指定管理においても見受けられるが、福島県中小企業振興館の指定管理については、主要な事業の実績内容等が把握しづらいものとなっている。

4 指定管理者との協定内容等について

県と指定管理者との協定書については、行政経営課において基本協定書（例）、年度協定書（例）が示され、指定管理者更新時に、総務省通知等を踏まえ見直しを行っている。

基本協定書には、協定趣旨、管理業務の実施、管理物件、協定期間、事業年度、費用の支払（限度額及び支払方法）、利用料金収入、その他収入、費用精算、責任分担、管理運営目標、事業計画書の提出、管理業務の準備、業務の第三者への委託、適正な行政手続、文書管理、情報公開、個人情報保護、不開示情報の取扱い、情報公開と個人情報保護実施状況の報告、指定期間終了後の取扱い、事業報告書の提出、管理業務の評価、不可抗力による業務継続困難の報告、災害発生時の対応、県・指定管理者による協定の解除、損害賠償、管理物件の引渡し、管理業務引継、権利義務譲渡の禁止、障がい者の雇用、信義則、疑義の決定等を盛り込むこととされている。

年度協定書には、年度協定期間、費用の支払（金額及び支払方法）、疑義の決定等を盛り込むこととされている。

管理業務の詳細については、仕様書等で規定することとされている。

施設の休館日、開館時間等については、設置条例、規則、基本協定、仕様書等で規定されている。

協定内容等において着目した主な事例については、以下のとおりである。

福島県男女共生センター（女と男の未来館）では、福島県男女共生センター条例施行規則で月曜日（祝日の場合はその翌日。）及び12月29日から1月3日までが休館日となっている。また、開館時間は午前9時から午後9時（休館日の前日は午後5時。）までとなっている。

指定管理者である公益財団法人福島県青少年・男女共生推進機構は施設設置当初から管理運営をしており、男女共同参画社会の形成促進に関する情報の収集、提供並びに調査研究、講習会等の開催及び相談、交流活動の支援等の業務を行い、施設の維持管理、

使用承認、料金徴収、男女共同参画関連での施設内の介護実習・普及センター運営も指定管理業務となっている。

東日本大震災後に双葉郡浪江町仮役場を平成24年9月まで受け入れていたことにより施設利用が中断していたが、その後再開し、平成25年度の利用率は、研修室が61.7%、宿泊室が54.2%となっている。なお、指定管理者の自主事業として男女共同参画社会形成促進に関して行う活動で研修室を利用した場合は割引価格で宿泊できることとしている。宿泊室は通常でも低廉な価格で宿泊できることから、利用者から日曜日の宿泊についての要望がある。

これらについては、平成22年度包括外部監査報告書「県有財産の管理について」（平成23年3月）において「施設有効活用の観点から、指定管理者の勤務体制を含めて、休館日の宿泊者受入れについて、利用者の利便性の観点から、日曜の午後5時閉館について、再考の余地がある。」とされていたが、その後の検討経過は示されていない。

福島県ハイテクプラザでは、福島県ハイテクプラザ条例施行規則で県の休日を休館日としている（技術開発室の使用承認を受けた者が当該技術開発室を使用することを妨げない。）。また、使用時間は午前9時から午後5時までとされているが、例外として技術開発室が午前零時から午後12時まで、多目的ホール、研修室等が午前9時から午後8時30分まで、電波暗室及び無響室（これらの附属設備を含む。）並びに化学実験室及び物性試験室に設置された設備が午前9時から午後8時までとなっている。協定仕様書では、業務時間を原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、使用時間に留意するとともに、必要があれば時間外、休日業務を行っても差し支えないとしている。

なお、ハイテクプラザは郡山市の本所と福島市の福島技術支援センター、会津若松市の会津若松技術支援センター、いわき市のいわき技術支援センターがあり、協定においては指定管理施設（室名）、設備が明示され、仕様書においてハイテクプラザ本所（県が直接管理する部分並びに電波暗室及び無響室を除く。）と明示しているが、福島県ハイテクプラザ条例では、指定管理者管理施設をハイテクプラザ（電波暗室及び無響室並びに福島県ハイテクプラザ福島技術支援センター、福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター及び福島県ハイテクプラザいわき技術支援センターを除く。）としており、同条例と協定仕様書が整合していない。

ハイテクプラザの指定管理者である公益財団法人福島県産業振興センターの指定管理業務は、一部施設の維持管理、使用承認、一部の試験及び分析業務等となっている。一部施設はおおむね棟を分けて指定管理者制度施設としているものの、県が直営管理する機械室等が含まれたり、県管理の棟と廊下でつながっており、公の施設と庁舎の区分が管理上分かりづらい。

なお、公益財団法人福島県産業振興センター技術支援部（テクノ・コム）はこの指定管理とは別に、県内企業等への技術支援等を補助事業として行っている。

森林保全課所管の福島県総合緑化センターとまちづくり推進課所管の逢瀬公園は、逢瀬公園が先行して開園したが、その後隣接する形で福島県総合緑化センターが設置された。逢瀬公園には17.3haの敷地に中央広場、さくらの広場、わんぱく広場、花暦園等の施設、福島県総合緑化センターには15.2haの敷地に、本館、日本庭園、芝生の広場、薬

草園、サボテン温室等の施設がある。

管理についても、従来財団法人福島県都市公園協会、財団法人福島県総合緑化センターの各団体がそれぞれ受託していたが、平成16年に両団体が財団法人福島県都市公園・緑化協会（平成25年4月に公益財団法人に移行）として統合された後、平成18年度指定管理者制度導入後も含め、継続して両施設の管理を担っている。

なお、公募は一体で行われているが、指定管理者制度の前回更新時（管理期間、平成21年度から平成25年度まで。）の協定は、福島県総合緑化センター分と逢瀬公園分併せて1協定とし、支払や仕様書等はそれぞれで分けていたが、平成25年度更新時（管理期間、平成26年度から平成30年度まで。）の協定はそれぞれ別協定としている。

両施設は、利用者から見れば外見上一体の施設となっている。

しかしながら、逢瀬公園は、年間を通じ自由使用が可能とされているが、福島県総合緑化センターは、緑化に関する調査及び情報の提供等をその役割とし、年末年始（12月28日から1月4日。）と毎月第3日曜日が休園（本館、緑の相談室及び休憩所に限る。）で利用時間も午前9時から午後5時までとなっている。

また、敷地内の植栽や建物の管理等の詳細仕様書において違いが見受けられるほか、管理物件修繕の責任分担等についても相違がある。

敷地内での制限行為を県が許可した場合の使用料は、福島県総合緑化センター条例及び福島県都市公園条例のそれぞれに規定されているものの、同一の行為について使用料の額が違っているものがあることから、利用者の理解を得にくい。許可行為自体は、指定管理者ではなく、県が直接行うことになるが、窓口としての指定管理者にも余分な負担になると考える。

利用者の立場から見ると一体の施設であり、また、指定管理者が両施設を併せて管理することからも、混乱等が生じないような取扱いが必要とされる。

東日本大震災で被災した指定管理施設のうち、小名浜港マリーナ施設は、津波により全壊し、指定管理者であった第三セクター小名浜マリーナ株式会社は事業継続困難として解散したことから、平成23年8月2日に指定管理者指定取消となっている。

また、プレジャーボート用指定泊地・指定施設10施設のうち、小名浜港プレジャーボート用指定泊地は平成24年度に一部を除き利用を再開し、平成26年8月には全面再開しているが、その他の9施設は震災後から平成25年度まで指定管理休止状態であり、被災により再開できないまま、同年度末で指定管理期間が満了している。

なお、9施設のうち、勿来、豊間漁港プレジャーボート用指定施設及び江名港プレジャーボート用指定泊地の3施設は、災害復旧工事終了後、平成27年度中に順次再開する予定となっている。

休止となっていたプレジャーボート用指定泊地・指定施設の前回の指定管理期間に係る震災直後の取扱いについては、指定管理者である各漁業協同組合の事務所や事務を所管する相馬港湾建設事務所及び小名浜港湾建設事務所が被災し使用不能となり、災害対応優先のため電話等での口頭連絡により指定管理者制度の中断を決定したとのことであるが、相当の期間が経過し、災害復旧等の状況から、長期の休止となることが明らかになった時点で、書面による協定上の何らかの手続等が可能であったにもかかわらず、これを行わないまま指定期間が満了している。

なお、震災以降の各年度の委託料については、使用許可を受けた船舶数により支払うこととなっていたため、委託料支払の実績はない。

協定や仕様書の内容については、指定管理者募集要項で示されていることが多いが、修繕や備品の責任分担等、一部に募集要項に記載されるべき事項について記載がなかったり、曖昧な記載となっていたりする事例も見受けられた。なお、項目等については、行政経営課の例に基づき、おおむね求められる水準になっているものと思われる。

協定書に関する意見では、表6のとおり、担当課においては、協定期間が短い、指定管理の範囲に更なる検討が必要といった回答、指定管理者においては、修繕、備品購入等の責任分担、災害時の役割分担等において課題があるとの回答が見受けられた。

5 指定管理者制度の運用状況について

指定管理者制度の運用に際しては、住民のニーズを反映し、より効果的かつ効率的な運用が求められているが、運用状況において着目した主な事例については、以下のとおりである。

スポーツ課所管のクライミングウォールはあづま総合運動公園内の施設であり、平成13年、東北総合体育大会の山岳競技のために県教育委員会により設置された。当初、都市公園法の趣旨から「誰でも使える施設」が前提であり、使用者が限定される専門的な施設は設置困難とされたが、県教育委員会の管理を条件に設置が認められた経緯がある。

施設利用については、認定証の保持者同伴を利用条件としている。クライミングウォールは財産上は備品（重要物品）扱いであるが、公の施設として管理され、福島県都市公園条例上規定されていないが、前述のとおりあづま総合運動公園に含まれる施設と解釈されている。その後、組織変更により企画調整部所管となったものの、同様の取扱いとなっており、指定管理協定書は土木部と合わせ1つとなっているが、委託料の支払先、仕様書、業務計画書、事業報告書等の提出先もそれぞれ別になっている。

昨年度の包括外部監査報告書「観光行政に関する財務事務執行及び事業管理について」において、「国体競技としても定着し、一般的な施設として認識されてきており、効率的な整備運用を考えれば担当部署の統合を含め再検討する必要がある。」とされた。その後、検討はされたが、方針は変わっていない。

県営住宅は県北、県中、県南、会津（喜多方を含む。）相双及びいわきの各地区別に管理がなされており、県北及び県中地区については平成17年度から指定管理者制度が導入され、平成19年度までの3年間は、それぞれ財団法人ふくしま建築住宅センター、NPO法人循環型社会推進センターが指定管理者となっている。

平成20年度から平成22年度までの3年間は県北及び県中ともNPO法人循環型社会推進センター、平成23年度から平成27年度までの5年間はそれぞれNPO法人循環型社会推進センター、太平ビルサービス株式会社郡山支店の管理となり、県中地区において事業者の入れ替わりが見られた。

会津及びいわき地区については、平成19年度に指定管理者制度を導入し、平成21年度

までの3年間の管理を共にNPO法人循環型社会推進センターが行い、平成22年度から平成26年度までの5年間についてもそれぞれ同NPO法人が指定管理者となっている（今年度行われた平成27年度から平成32年度分までの指定については、会津地区は浅沼産業株式会社、いわき地区は従前の指定管理者が指定されている。）。

また、現在直営（各建設事務所管理）となっている県南及び相双地区については、平成28年度から指定管理者制度導入を予定している。

なお、県営住宅においては、各地区を所管する合同庁舎内の事務室を県営住宅管理室とし、指定管理者に県営住宅管理システム端末も管理及び使用させており、指定管理業務の家賃徴収等については、指定管理者が入居者に係る情報等を県営住宅管理システムに入力後、建設事務所が財務会計システムにより調定を行った上で、指定管理者が入居者へ納入通知書を送付するといった手続を行っているが、指定管理委託をしている地区の建設事務所には、県営住宅管理システムがなく、財務会計システムとの連携確認が確実になされているのか疑問があり、定期監査において、一部県営住宅管理システムと財務会計システムに齟齬が生じている事例も指摘されている。

また、家賃等の現金徴収については、指定管理業務と別に指定管理者に委託されており、地方自治法施行令第158条第2項により、公金の徴収又は収納事務を委託した場合はその旨告示（福島県報への登載）をしなければならないとされているが、手続がなされていない。

なお、この事例については、太陽の国厚生センター使用料徴収、太陽の国病院手数料徴収及び福島県勤労身体障がい者体育館使用料徴収においても、同様に告示（福島県報への登載）の手続がなされていない。

指定管理者が提出する事業報告書には、福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定により、管理業務の実施状況及び利用に関する事項、使用料又は利用に係る料金の収入の実績に関する事項、管理に係る経費の収支状況に関する事項等を記載することとなっている。

今回の指定管理者の関係人調査においては、事業報告書を確認し、その記載のもととなる指定管理事業の収支決算書を確認したところであるが、決算において当該指定管理事業に係る収支会計を分けて作成していない指定管理者が見られた。なお、調査において、ほとんどの指定管理者は、指定管理事業の収支決算書を作成していたが、事業報告書への記載の段階で、事業報告書の様式が不十分なことから委託管理料に対する支出額のみを掲載しており、収支状況全般の確認ができないものがいくつか見受けられた。

指定管理協定書には、指定管理者の交代に際し、指定管理期間終了後、施設の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、引継ぎを行わなければならないと規定されているが、前任の指定管理者の引継ぎが十分でなく、県の指導監督も特になかったとの一部指定管理者の意見があった。

なお、指定管理施設においては、老朽化した施設が多くなってきており、比較的新しい施設も含め、今後維持管理費、修繕費が増大する見込みの施設が多く見られる。

県と指定管理者の責任分担の問題とも関係してくるが、ある程度の施設改修計画が指

定管理者に提示されていないと、長期にわたる事業計画や修繕計画、指定管理委託料の見積にも影響すると思われる。

県営住宅のように50年以上にわたる改修及び修繕計画を策定している担当課もあるが、ほとんどの施設は改修計画が策定されていない。

表6のとおり、設備更新の検討が課題といった担当課からの意見、施設改修計画の提示がないことが課題といった指定管理者からの意見が見受けられた。

6 県と指定管理者の責任分担について

県と指定管理者の責任分担については、協定や仕様書で定めることとなっており、法令変更への対応（設置基準、運営基準の達成等）、税制変更への対応、物価変動や金利変動による費用増加、周辺地域・住民及び施設利用者への対応、政治及び行政的理由による業務内容変更への対応、書類の誤りや資金調達遅延による損害、管理物件の損傷、不可抗力による損害、資料等の損傷、施設利用者等第三者への損害、警備等不備による損害、事業終了時の費用等について負担区分を決めている。このうち、管理物件の損傷において、経年劣化によるものや第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないものの修繕や備品更新については、おおむね金額により負担区分を決めている。

表7：施設修繕費用、備品更新費用の負担区分（平成25年度）

区分	10万円		20万円		50万円		60万円		100万円		250万円		管理者が負担		その他	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
施設修繕費用	3	8.6%	1	2.9%	14	40%	1	2.9%	1	2.9%	13	37%	0	0%	2	5.7%
備品更新費用	20	57.1%	0	0%	1	2.9%	0	0%	0	0%	0	0%	13	37.1%	1	2.9%

※ その他：翁島港マリーナ施設は修繕箇所の負担区分を設備ごとに規定している（主に主要部分の更新、改良が県負担。）。プレジャーボート用指定泊地（小名浜港）は水域管理のため、修繕及び備品責任分担の金額区分がない。

※ 福島県文化財センター白河館においては、平成25年度まで修繕費用負担区分は250万円であったが、平成26年度からは税法上の非課税区分に合わせ60万円に変更した。

負担区分を協定や仕様書で決めているものの、その範囲を超えて、指定管理者が修繕費用や備品更新費用を負担している事例が多数見受けられた。

協定内容からすれば、県において修繕等に係る一定の予算確保が必要と思われるところ、県で執行する場合の予算や事務手続の問題等の理由から、施設における住民サービス継続のために、早急に対応が必要とされる緊急の修繕等を、指定管理者において実施している例が散見された。

また、レクリエーション・スポーツ施設や文教施設の一部においては、展示物が予算の関係等により改修（リニューアル）できず、公開できなくなっている事例も見受けられた。

修繕費用や備品更新費用については、予算を全く確保していない担当課も多く、確保していた場合にあっても予算が少なく、部局調整費等で対応した事例も見られた。

なお、都市公園のように、計画的に行う改修と別に、当初から相応の予算を確保して対応がなされている例もあった。

指定管理者制度において、施設改修は県負担、修繕は指定管理者負担が基本と思われるが、協定上は明確に区分せず、協議で決定しているものもある。前述のように、施設改修計画を提示していない施設も多く、指定管理者の修繕実施の判断にも影響している。

表6のとおり、指定管理者からは、改修予算が不足しており改修が進まない、修繕と備品の責任分担に課題があるといった意見が複数あった。その他、防災及び危機管理体制に関連し、災害時の県との役割分担が明確になっていないといった意見もあった。

なお、県と指定管理者の協議や意見聴取機会の確保については、定例的でないものもあったがおおむね確保されていた。

指定管理者制度においては、複数年度の管理期間にわたり、指定管理委託料を支出することが確実に見込まれる場合は、債務負担行為を設定することとされ指定管理者の指定とともに債務負担行為予算を通常12月議会で議決している。

指定管理期間分の債務負担行為額が基本協定書に支払限度額として記載され、それをもとに毎年度事業計画書が提出されるが、毎年度の予算措置状況等により、年度協定において債務負担行為の年度割額を下回る指定管理管理料となっているものが多い。

指定管理施設においては、前述のとおり、県が負担すべきものを負担していない例も少なくなく、一部では単年度の収支が赤字になっているものもある。

表8：債務負担行為額と指定管理料の比較

(単位：千円)

施設名	指定期間 (年度)	債務負担 行為額(A)	指定管理料(実績、見込) (B)								差額 (A)-(B)	乖離の 割合 (%)	
			H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28			計
文化センター	H21～H25	1,408,233	232,541	225,674	221,870	221,870	221,870				1,123,825	284,408	▲20.2
海洋科学館	H21～H25	2,277,313	457,885	444,530	578,672	401,834	348,226				2,231,147	46,166	▲2.0
クライミング ウォール	H21～H25	1,808	362	362	362	361	361				1,808	0	0
男女共生センター	H21～H25	1,225,000	221,050	213,558	207,135	204,781	198,696				1,045,220	179,780	▲14.7
太陽の国 厚生センター等	H23～H27	46,630			663	8,700	11,174	10,733	9,008		40,278	6,352	▲13.6
太陽の国病院	H23～H27	885,841			151,901	155,140	193,780	177,044	219,749		897,614	-11,773	1.3
太陽の国勤労身体 障がい者体育館	H23～H27	13,720			1,080	2,041	4,233	3,425	4,705		15,484	-1,764	0.1
太陽の国ひばり寮	H23～H27	402,067			67,602	58,425	66,020	60,925	73,162		326,134	75,933	▲18.9
太陽の国けやき荘	H23～H27	384,766			59,073	49,555	47,937	46,151	41,122		243,838	140,928	▲36.6
太陽の国かしわ荘	H23～H27	309,916			65,267	48,400	47,533	49,001	60,354		270,555	39,361	▲12.7
太陽の国かえで荘	H23～H27	369,773			70,099	53,516	56,191	40,846	50,447		271,099	98,674	▲26.7
ばんだい荘あおば	H23～H27	158,193			29,312	25,371	28,477	27,259	33,039		143,458	14,735	▲9.3
ばんだい荘わかば	H23～H27	181,771			24,985	25,009	30,582	38,537	43,896		163,009	18,762	▲10.3
点字図書館	H21～H25	192,060	38,412	38,412	38,412	38,412	38,412				192,060	0	0
中小企業振興館	H21～H25	400,474	75,638	76,939	76,462	78,130	78,306				385,475	14,999	▲3.7
ハイテプラザ	H24～H28	54,210				10,842	10,842	10,514	10,842	10,842	53,882	328	▲0.6
起業支援室	H21～H25	111,155	22,231	22,231	22,231	22,231	22,231				111,155	0	0
天鏡閣	H21～H25	62,210	12,543	12,524	12,455	12,391	12,297				62,210	0	0
産業交流館	H21～H25	419,499	80,016	76,025	45,484	75,983	78,795				356,303	63,196	▲15.1
観光物産館	H21～H25	98,500	19,407	19,259	18,957	19,113	19,089				95,825	2,675	▲2.7
県民の森	H21～H25	224,442	44,946	44,874	44,874	44,874	44,874				224,442	0	0
昭和の森	H21～H25	65,390	13,246	13,036	13,036	13,036	13,036				65,390	0	0
総合緑化センター	H21～H25	195,800	38,836	37,678	37,678	37,678	37,678				189,548	6,252	▲3.2
翁島港 マリナ施設	H21～H25	0	0	0	0	0	0				0	0	0
プレジャーボート用 指定泊地(小名浜港)	H21～H25	5,040	827	389	0	303	227				1,746	3,294	▲65.4
逢瀬公園	H21～H25	107,750	21,551	20,618	20,618	20,618	20,618				104,023	3,727	▲3.5
福島空港公園	H21～H25	528,800	105,760	102,084	102,084	102,084	102,084				514,096	14,704	▲2.8
あづま総合 運動公園	H21～H25	2,830,000	566,275	549,000	549,000	549,000	549,000				2,762,275	67,725	▲2.4
県営住宅(県北)	H23～H27	569,244			110,522	111,180	110,975	115,940	115,940		564,557	4,687	▲0.8
県営住宅(県中)	H23～H27	514,380			100,367	101,926	101,167	103,235	103,235		509,930	4,450	▲0.9
県営住宅(会津)	H22～H26	399,249		77,763	78,946	78,746	80,031	81,615			397,101	2,148	▲0.5
県営住宅(いわき)	H22～H26	664,111		129,703	131,111	130,736	133,413	136,823			661,786	2,325	▲0.4
文化財センター 白河館	H21～H25	1,183,726	233,699	233,669	238,424	236,911	240,984				1,183,687	39	0
いわき海浜 自然の家	H23～H25	320,845			60,117	130,364	130,364				320,845	0	0
計		16,611,916	2,185,225	2,338,328	3,178,799	3,069,561	3,079,503	902,048	765,499	10,842	15,529,805	1,082,111	▲6.5

※ 太陽の国厚生センター等は、同一協定により管理する太陽の国中央公園を含む。

※ 太陽の国病院、勤労身体障がい者体育館は見込額のとおりであれば、期間最終年度に変更協定を予定している（債務負担行為額は太陽の国一体で予算化）。

※ いわき海浜自然の家は、東日本大震災の影響で平成23年11月からの指定管理者制度となっているが、比較のため平成23年度の補正予算対応分と平成24年度及び平成25年度債務負担行為分を全体額として記入している。

協定において、利用料金制を導入している施設においては、徴収した料金を指定管理者の収入とし管理経費に充当することとなっているが、条例において料金の減免を規定している場合は、利用状況に応じた補填の検討が必要と思われる。

現状としては、補助金等により全額補填しているもの、一部補填しているもの、全く補填のないものと施設により対応が分かれていた。また、東日本大震災に伴う原発事故

以降の観光客の減に対応すべく、レクリエーション・スポーツ施設や文教施設の指定管理者において、県に協議の上自主事業として独自の減免制度を実施している例がいくつか見られたが、これらについては補填されている例はなかった。

補填は補助金として、予算補助としているものが多く、表9のとおり、補填率は平均で56.8%であった。表6のとおり、指定管理者の意見では、インセンティブ付与の課題として、料金免除の補填についての意見があった。

表9：利用料金制施設の料金収入の減免と補填

(単位：千円)

施設名	利用料金収入				利用料金減免額				利用料金減免補填額				利用料金減免補填率				
	H22	H23	H24	H25	H22	H23	H24	H25	H22	H23	H24	H25	H22	H23	H24	H25	平均
文化センター	62,006	393	36,264	63,539	18,807	3,950	14,031	23,387	15,500	0	12,920	13,640	82.4%	0.0%	92.1%	58.3%	58.2%
海洋科学館	836,190	229,967	494,269	568,041	59,445	17,905	35,819	40,739	35,000	17,905	25,685	25,685	58.9%	100%	71.7%	63.0%	73.4%
男女共生センター	15,931	45,828	29,763	21,851	0	0	594	1,172	0	0	96	405	0%	0%	16.2%	34.6%	12.7%
太陽の国病院	384,078	413,732	374,172	304,113	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0.0%
太陽の国ひばり寮	41,591	42,384	40,646	39,985	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0.0%
太陽の国けやき荘	47,193	46,667	46,546	46,833	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0.0%
太陽の国かしわ荘	48,864	48,891	47,425	48,121	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0.0%
太陽の国かえで荘	48,647	47,795	47,501	48,221	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0.0%
ぼんだい荘あおば	28,677	28,472	29,284	30,940	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0.0%
ぼんだい荘わかば	3,338	3,520	3,557	4,174	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0.0%
天鏡閣	7,964	2,463	3,235	6,549	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0.0%
産業交流館	224,537	0	180,192	243,734	0	0	2,672	4,961	0	0	2,672	4,961	0%	0%	100%	100%	50%
観光物産館	123,748	181,609	202,442	194,970	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0.0%
県民の森	71,029	75,272	57,156	65,157	2,513	1,548	2,105	2,697	2,513	1,548	2,105	2,697	100%	100%	100%	100%	100%
翁島港マリーナ施設	32,410	29,523	29,603	28,403	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0.0%
あづま総合運動公園	43,611	23,213	47,630	43,329	8,161	7,657	11,592	10,189	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0.0%
福島空港公園	1,920	2,427	2,267	2,333	676	713	1,038	905	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0.0%
いわき海浜自然の家	0	444	3,602	4,394	0	4,126	7,661	50	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0.0%
計	2,021,734	1,222,600	1,675,554	1,764,687	89,602	35,899	75,512	84,100	53,013	19,453	43,478	47,388	59.2%	54.2%	57.6%	56.3%	56.8%
対H22割合	100%	60.5%	82.9%	87.3%	100%	40.1%	84.3%	93.9%	100%	36.7%	82.0%	89.4%	100%	91.6%	97.3%	95.2%	

※ 利用料金減免額には指定管理者における自主減免分を含む（県民の森においては自主減免額の記録がないため含めていない。）。

7 施設の設置目的に沿った管理運営について

地方自治法第244条の2第3項では、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理を行わせることができるとされている。公の施設の設置目的は通常、条例で規定し、指定管理協定には、条例に従い管理業務を行うこと、必要に応じ施設管理運営の基本的考え方を記載すること、また、具体的な管理運営目標等を規定することとなっている。

指定管理者の選定基準においても、施設の効用を最大限発揮することが求められている。施設の効用の最大限の発揮には、指定管理者へのインセンティブ付与も重要と考え

られる。

表6のとおり、指定管理施設担当課においては75%がインセンティブ付与がなされているとしているが、指定管理者の意見では71%がインセンティブの付与に課題があるとの回答がなされており、互いの見解に相違がある。

施設の設置目的に沿った運営において着目した主な事例については、以下のとおりである。

福島県中小企業振興館については、前述のとおり、指定管理業務の主要業務である中小企業支援センター業務が補助事業として実施されていることから、事業報告書に当該業務が掲載されていない。このため、評価については、施設の維持管理や会議室利用等に関してのみ指定管理運営状況として公表されている。

表6のとおり、施設の設置目的に沿った運営については、ほとんどの指定管理者が課題なしとしているが、原発事故の影響により限定された運営になっているといった意見もあった。

施設の設置目的に沿った運営としては、インセンティブの付与に関する検討課題はあるものの、おおむね全ての指定管理者が求められる水準の運営を行っているものと思われる。

8 指定管理運営の評価と見直しについて

施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、指定管理運営実績（利用状況、収支状況、計画達成度等）を県が評価するとしており、毎年度、各指定管理施設担当課が評価を行い、行政経営課が総括して評価の上公表している。また、指定管理者においては施設の利用者の声を把握するため、必要に応じて利用者アンケートを実施するものとしている。

評価については、総務省通知において、公共サービスについての専門的知識を有する外部有識者等の視点を導入することが望ましいとされているが、ほとんど導入はされていない。一部例外的に、福島県中小企業振興館（起業支援室）において、福島駅西口インキュベートルーム運営評価委員会が設置され、外部有識者を含む委員会により、指定管理者活動成果の評価が行われている（インキュベートルーム入居者選定、更新審査と合同）。指定管理者選定検討会が継続的組織として設置されており、選定審査に先だって指定管理運営実績等を評価、見直しするという手法も考えられると思うが、実施している例はなかった。

なお、公社等外郭団体については、毎年度、運営状況等に関する調査と点検評価が県所管部局と総務部により実施及び公表されている。

利用者アンケートについては、指定管理者においておおむね実施はされていたものの、毎年実施していない、最近実施していないとした施設も見受けられた。また、表6のとおり、利用者ニーズの把握については県が直接把握しているといった指定管理施設担当課の回答や利用者ニーズはアンケート等ではなく随時把握すべきとの指定管理者の

意見、設備改修要望等対応困難なアンケート結果もあるといった指定管理者の回答があった。

「指定管理者制度導入に関する基本的方針」では、月例報告や四半期報告、事業報告書等に基づき、必要に応じて臨時の報告や実地調査により確認することとなっている(モニタリング)。

実地調査については、事業報告書受理後あるいは要望調査時に毎年行っている担当課もあったが、書面審査のみという担当課もあった。また、前述のとおり、事業決算において当該指定管理事業に係る収支会計が区分して作成されていない指定管理者が見られたり、事業報告書の記載において指定管理委託料に対する支出額のみが掲載され、付随する自主事業等の収支が記載されていなかったものも見受けられ、事業評価が形式的なものになっている事例が多くあった。

評価は年度終了後のみならず、必要に応じ随時行われることが適当と思われるが、表6のとおり、随時行うとしている担当課もあったものの、実施は年1回がほとんどであった。

指定管理者の意見ではおおむね課題はないとされたが、専門家による外部評価が必要との意見もあった。毎年度の評価は定着しているが、形式的になっている傾向が見受けられ、課題の検討や見直しが十分なされているか疑問がある。

特に利用料金制を導入している一部の施設において、指定期間内各年度の経常収支がおおむね黒字となり正味財産額が相当程度増加している施設も見られたが、次期指定管理期間における委託料等の支出について、利益配分の在り方や管理委託料に関する評価、見直し等の検討は特になされていない状況であった。

利用料金制の導入は、指定管理者の自主的な経営努力を発揮するためのインセンティブとして重要であるが、ある程度の利益が出ている施設の管理委託料に関する評価、見直し等の検討は十分になされるべきものと考ええる。

なお、利用料金制を導入していない施設の指定管理委託料も、指定管理者募集時に実績額と募集年度当初予算額の提示により算出された応募者の見積額が基になっており、実績ベースとなっている傾向が見られるが、実績額の他に指定管理者が負担しているものも散見される。

指定管理委託料の評価と見直しについては、表6のとおり、指定管理者からも適切な指定管理委託料算定に課題があるとの意見があった。

9 指定管理者制度の導入効果について

指定管理者制度の導入効果は、導入の目的である住民サービスの向上、経費削減及び管理主体選定の透明化が図られているかが問題となる。

管理主体選定の透明化と指定管理者の経営効率化は、指定管理者の選定状況等からはおおむね効果があったものと思われる。

住民サービスの向上については、利用者の増、利便性の向上等が指標となる。東日本

大震災の影響により導入前との比較が困難な施設もあったが、多くの施設において一定の効果が上がっているものと認められた。

なお、一部の施設において、休館日や開館時間等に対する検討の必要性が認められたことは前述のとおりである。

一方、指定管理者の意見にもあったように、インセンティブの付与がないとするものや導入の結果、管理期間の問題から長期展望や人材確保が困難になった等、改善の余地があると考えられる施設も多く見受けられた。

経費削減効果については、県の毎年度の運営評価において、指定管理者制度導入前との管理委託料の比較として公表されている。大半の指定管理施設が指定管理導入前と比較すると、経費節減がなされているとされているが、東日本大震災の影響で比較が困難な施設や厳しい財政環境下での予算編成の影響も考慮する必要がある。

表10：指定管理委託料の推移（全体額）

（単位：千円）

年度	指定管理施設数	管理委託料の推移					備考
		管理委託料総額	前年度との差額	導入施設における導入前(H17)の管理委託料	指定管理導入前(H17)との差額	導入前からの減少率	
H17	2	220,259		236,197	15,938	6.7%	H16管理委託料との比較
H18	53	4,000,246	3,779,987	4,294,564	294,318	6.9%	
H19	55	4,132,661	132,415	4,515,539	382,878	8.5%	
H20	53	3,949,416	-183,245	4,422,340	472,924	10.7%	
H21	47	3,205,179	-744,237	3,775,392	570,213	15.1%	
H22	47	3,137,559	-67,620	3,775,391	637,832	16.9%	
H23	34	3,037,675	-99,884	3,771,344	733,669	19.5%	東日本大震災で休止した9施設を含むプレジャーボート用指定泊地・指定施設10施設を除く
H24	34	3,069,257	31,582	3,771,344	702,087	18.6%	
H25	34	3,079,276	10,019	3,771,344	692,068	18.4%	
合計		21,682,995	2,817,416		3,107,772		

指定管理者制度の運営実態から、導入効果が明確でない施設も一部見受けられた。

前述のとおり、福島県ハイテクプラザにおいては、本所の試験及び分析に係る業務の一部に指定管理者制度を導入しているが、同じ業務を行っている福島、会津若松及びいわきの各技術支援センターでは、臨時技能員等による直営となっている。本所においてのみ、当該業務に指定管理者制度を導入している理由が明確でなかった。

福島県昭和の森においては、従来、猪苗代町に管理委託をしていたが、昭和58年度から財団法人猪苗代町振興公社に委託、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在は一般財団法人猪苗代町振興公社管理となっている。同施設では、11月25日から翌年4月11日までの4か月を超える冬期間閉鎖施設となっているが、長期の閉鎖期間を含めた管理運営の在り方について、指定管理者制度導入効果の視点を踏まえた評価、検討が必要と考える。

第3 監査委員意見

監査委員意見は次のとおりである。必要な措置を講じられたい。

1 指定管理者制度導入について

指定管理者制度導入に関しては、当時、県が管理委託を行っていた施設については原則として指定管理者制度に移行し、県直営の施設についても、アウトソーシング推進基本方針に基づく全庁調査結果を踏まえて制度の導入の判断がなされ、平成18年度においては51施設に制度導入が図られた。

行政改革大綱に基づく取組後の復興・再生に向けた行財政運営方針においても、定型的業務等アウトソーシング可能な業務については、外部委託等を進めるほか、既に外部委託している業務についても、その範囲の拡大等について検討を行うともなされているものの、一部の施設については制度移行当時から引き続き検討対象とされているものがあることから、具体策を採ることが妥当と考える。

直営の都市公園、会津レクリエーション公園（会津若松市）、東ヶ丘公園（南相馬市）及びいわき公園（いわき市）については、「第2・2・(1)」に記載したように、指定管理者制度への移行等を検討する施設とされていたが、有料施設がないため指定管理者制度のメリットが少ないとして具体的な検討が進んでいない一方、指定管理者制度に移行した都市公園、あづま総合運動公園（福島市）、逢瀬公園（郡山市）及び福島空港公園（須賀川市）においては有料、無料施設に関わらず、利用者の増加や管理、サービス向上のメリットがあったとしている。

については、直営の都市公園において、指定管理に移行した都市公園の検証を踏まえ、指定管理者制度への移行等について具体的な検討を進められたい。

（まちづくり推進課）

なお、図書館、美術館及び博物館においては、「第2・2・(1)）」に記載したように、当面直営とする方針となっているが、先進的な他地方公共団体の事例もあることから、随時見直しの可能性について検証されたい。

2 指定管理者の選定手続について

指定管理施設において指定管理者の更新を行う場合には、指定管理者制度の趣旨に鑑み、施設の設置目的、態様、性格等を踏まえ、真に制度を適用することが妥当か改めて十分な整理検討を行うべきである。

その上で、次期指定管理については、それまでの業務委託内容や管理状況、モニタリング結果等を踏まえて、委託内容を改善していくことが重要であるが、この際、外部委員も参加した委員会等により指定管理者の業務実績を検証すること等も有効と考える。

一部の施設において、非公募により制度を導入している施設、類似の施設でありながら制度の導入等について対応が異なっている施設、社会情勢の変化や老朽化対策等によ

り施設の移譲等の検討がされている施設がある。既に指定管理が3期目に入った施設が35施設中20施設と過半になっているが、当初から同じ事業者が指定されている施設が多く、その選定に当たっての実績の確認が形式的になっている傾向が見受けられた。指定管理者の更新においては、管理方法等を固定化することなく、指定管理者制度の趣旨を適切に踏まえた対応が必要と考える。

なお、既に非公募により管理がなされている施設も含め、非公募による管理を導入する施設においては、その理由の客観性を確保することが重要であり、他団体の事例研究や民間事業者等に対する業務委託の可能性に関する事前調査等を行い、「特殊なノウハウや専門性」、「利用者との関係性」及び「緊急時等の迅速かつ的確な対応」といったものが、真に特定の団体に限定されるのか等について説明責任を果たすことが重要である。

実際の公募に際し、応募してくる団体が少ない状況や指定管理者が固定化している傾向から、各部局等の選定検討会において次期指定管理者に係る選定基準等の検討が行われる際、応募しやすい募集条件の設定に努める必要がある。そのため、準備段階から適宜事前調査を実施して、業務内容や運営におけるインセンティブ等を研究・検討し、募集条件等に反映させていくことが重要である。加えて、指定管理委託料について必要かつ適切な額を措置することも、民間企業等の参入を促す競争環境の確保につながるものと考えられる。

また、各部局等において選定基準の見直しや検討を加えるに当たっては、選定段階からの情報開示に努めることで透明性を高め、より公正な環境での選定を行えるようにすることに併せ、指定管理者が継続的かつ安定的な施設管理を行うことができるよう、求めるサービス水準の維持に必要なコストを十分に検討し、応募者からサービスの維持・向上に配慮したより良い提案が出されるような制度活用が望まれる。

さらに、公募に関しては、ホームページにおける周知等により公表の配慮がなされているが、今後、より積極的に新たな応募者の掘りおこしも視野に入れた情報の発信が必要と考える。

指定管理者の指定期間については、選定の際に決定されているが、導入当初は原則3年、2期目以降は原則5年とされている。指定期間5年については、全国的に見て一般的であり、施設利用者サービスの継続性や安定性を考慮し適切な管理を行うという観点からは妥当と思われる。

ただし、利用者との信頼関係の構築に時間を要すること等から長期的な安定したサービスの提供に配慮しなければならない施設やサービスの提供に専門的知識や施設経営のノウハウの発揮を必要とする施設等、その特殊性又は専門性から、人材の確保、人材の育成、管理運営技術の蓄積等を図る必要がある施設には、5年を超えた一定程度の適切な期間を設定することについて検討を加えるべきである。

なお、この場合、指定管理者制度本来の趣旨の一つである競争の導入によるメリットが損なわれる恐れがあることから、管理運営に関するモニタリングや外部評価といったチェック体制の強化が必要と考える。

太陽の国については、「第2・3」に記載したように、一体的で効果的な入所者の処遇向上を図る観点から8施設が一括公募されている。

障害者支援施設 4 施設は専門性を有する人材確保等の観点から一括公募が適当と判断されるが、その他の 4 施設は一括公募とすることに疑問がある。

保護者等の宿泊厚生施設である厚生センターや中央公園、病院及び勤労身体障がい者体育館は、主として太陽の国入所者の処遇向上のために設置された施設であり、施設間の連携が必要とされているものの、一般住民も利用可能な施設であることから、必ずしも一体として管理しなければならないとは言えない。

については、太陽の国の一括公募において、施設の種類や利用状況、効果的かつ効率的な管理等施設の在り方について再検討するとともに、競争性を確保できる募集方法について見直しを検討されたい。
(保健福祉総務課)

また、太陽の国の 4 障害者支援施設とぼんだい荘あおば及びわかば(障害児入所施設、障害者支援施設)については、重度障がい者(児)への対応や専門性を有する人材確保等の管理運営の特殊性から、長期的で安定した経営が求められ、民間移譲の検討もされているところだが、制度上や経営上の問題から現時点では困難となっている。なお、他の地方公共団体の同様の施設においては、指定管理対象から外したり指定管理者制度でも非公募としたり管理期間を長く設定している例も多く見られる。

については、太陽の国ひばり寮、太陽の国けやき荘、太陽の国かしわ荘、太陽の国かえで荘並びにぼんだい荘あおば及びわかばにおいて、施設の今後の在り方を踏まえながら、公募方法や管理期間の見直しを検討されたい。
(障がい福祉課)

福島県文化センターについては、「第 2・3」に記載したように、同一敷地内に設置されている文化会館と歴史資料館を併せて公募しているが、専門的ノウハウが必要とされる歴史資料館を併せて募集していることが、指定管理者制度を導入している類似施設が多い文化会館に対しても応募が低調な一つの要因と考えられる。なお、歴史資料館については、一時、公文書館としての役割を担うべく施設の在り方が検討されていたが検討が中断されている。

については、福島県文化センターの公募において、施設の種類や利用状況を踏まえた効果的かつ効率的な管理等、施設の在り方について再検討するとともに、競争性を確保できる募集方法について見直しを検討されたい。
(文化振興課)

ふくしま海洋科学館(アクアマリンふくしま)については、「第 2・3」に記載したように、海洋文化・学習施設として従来の水族館とは違った特性を持つものとして設立、運営されており、指定管理者による展示体制や研究事業等運営実績の成果も顕著なものとなっている。全国各地の活魚の確保体制や研究事業、海外研究施設との連携や学習施設関連の自主事業等、専門的なノウハウにより長期的視野に基づいた運営がなされると評価されることを踏まえ、非公募や管理期間長期化も検討の余地がある。

については、ふくしま海洋科学館の施設運営における特殊性や効果的かつ効率的な運営の観点から、公募方法や管理期間等の見直しを検討されたい。
(生涯学習課)

福島県中小企業振興館については、「第 2・3」に記載したように、指定管理者選定において非公募の理由となっている中小企業支援センター業務と、施設の維持管理、会

議室管理等を併せて指定管理業務とする理由が明確ではない。会議室使用料は、中小企業者において減額されるが、一般住民の利用も可能なことから、維持管理や会議室使用承認については切り離して指定管理者制度とすることも可能と思われる。

については、福島県中小企業振興館において、施設の業務内容や利用状況、効果的かつ効率的な管理等、施設の在り方について再検討するとともに、募集方法について見直しを検討されたい。
(経営金融課)

「第2・3」に記載したように、本県においては公募による選定割合は指定管理施設全体の98%、管理期間はすべて5年となっているが、前述のとおり、施設の特性に応じ、検討の余地があると思われる。

については、指定管理者選定の更新等に際しては、施設所管課と協議し、施設の実態に合った募集方法や管理期間について柔軟に対応されたい。
(行政経営課)

なお、指定管理者募集に関しては、複数の法人等で構成されたグループにより申請を行うコンソーシアム方式が、競争性を確保する上で、事業者が応募しやすい募集方法として挙げられるが、募集要項の申請資格として記載されていた施設はあったものの申請実績はなく、十分周知されているか疑問である。

指定管理者の選定に当たっては、全庁的に公募スケジュールが生まれ、関係法規に則り、公募を原則として各部局等ごとの選定検討会において、選定基準の作成・選定の手続がなされ、選定理由・選定経過の状況等を含めて公表されている。

指定管理者の選定に係る全体の事務手続にあつては、これまでも、予算編成、契約事務、議会对応といった手続関係等の制約から、おおむね1年前から次期指定管理者に係る事務手続のスケジュールが示され、3期目の指定に当たっては、関係施設を管理する各部局等において、これまでの従前の手続にほぼ準じた選定が行われている。

2・3期目の指定では、多くの施設の指定管理者が従前の管理受託者で占められている。また、制度が導入されて相当期間が経過し多くの必要な情報等が得られていることから、各部局等における次期選定の過程にあつては、改めて各施設におけるそれまでの業務委託内容、管理状況、指定管理者の経営状況等を分析し、次期指定管理に係る応募条件、審査基準、管理業務内容、管理経費等の見直し等、さまざまな角度から検討を加え、適切な措置を講じるための準備を整え、事業者の積極的な参入が図られるべきである。については、各部局等において、必要に応じスケジュールが示されるより早い時期から、十二分に日程を確保して対応することが肝要である。

3 指定管理者との協定内容等について

指定管理者が提供するサービスについては、運營業務、維持管理業務、自主事業等幅広い業務にわたり、それぞれの施設の設置目的等によって指定管理者の業務範囲、要求されるサービスの質と量の水準は異なってくるが、協定に関する記載事項については、事業内容、事業条件の他、組織体制、損害賠償責任の履行の確保、引継ぎ、修繕費に関する項目等、おおむねその求められている水準の記載となっている。

福島県男女共生センター（女と男の未来館）については、「第2・4」に記載したように、月曜日を休館日、休館日の前日の日曜日の開館時間を午後5時までとしているが、利用者の利便性に関して、指定管理者の勤務体制等の問題を踏まえながら、休館日であっても宿泊を受け入れる等の検討がなされるべきと考える。

については、福島県男女共生センターの休館日や開館時間の設定に関し、指定管理者の体制等も踏まえ、見直しを検討されたい。（青少年・男女共生課）

福島県ハイテクプラザについても、「第2・4」に記載したように、県直営施設と同じ休館日、開館時間としているが、利用者の利便性に関して、指定管理者の勤務体制等の問題を踏まえながら、再検討がなされるべきと考える。

については、福島県ハイテクプラザの休館日や開館時間の設定に関し、指定管理者の体制等も踏まえ、見直しを検討されたい。また、「第2・4」に記載したように、福島県ハイテクプラザ条例と協定仕様書の指定管理対象施設の表記が整合していないため、調整されたい。（産業創出課）

福島県総合緑化センターと逢瀬公園については、「第2・4」に記載したように、隣接した施設であるが、定められた使用料が異なっていたり、協定仕様書における類似物件の管理に違いが見られた。隣接した施設であることから使用料について、また、同一の指定管理者となっていることから管理における仕様について、今後、不都合が生じないような取扱いが必要と思われる。

については、福島県総合緑化センターと逢瀬公園において、指定管理協定仕様書等における管理方法の相違について、関係課における調整を検討されたい。

（森林保全課、まちづくり推進課）

プレジャーボート用指定泊地・指定施設については、「第2・4」に記載したように、東日本大震災で被災し、小名浜港指定泊地を除き休止扱いのまま、平成26年3月で指定管理期間が満了した。震災後の状況により、災害対応優先として、口頭連絡による休止扱いとなったことはやむを得ないが、その後、相当の期間が経過し、長期休止となることが判明した時点で、書面による協定上の手続や指定管理者指定取消等の手続が必要であったと思われる。

なお、協定に関する検討事項としては、管理開始後に指定管理者からサービス向上に関する提案があった場合等は、公募選考の公平性を損なわない範囲で、その有効な提案を認めるといった条項の記載についても配慮されたい。

4 指定管理者制度の運用について

指定管理者制度に係る管理状況の確認については、必要に応じて臨時に報告を求め、又は実地に調査するとされるほか、施設によっては仕様書等により月ごとに利用実績等の報告が提出されることになっているが、実際の管理については、履行状況の形式的な確認にとどまっている傾向があった。

クライミングウォールについては、「第2・5」に記載したように、あづま総合運動公園内にある施設でありながら、設置経緯からスポーツ課の所管となっている。当該施設は、福島県都市公園条例に含まれる施設と解釈されているが、指定管理者の事務処理の効率性や条例の解釈の観点から、担当部署間での調整により他の公園内施設と同様の取扱いにすることが妥当と考える。

については、クライミングウォールにおいて、あづま総合運動公園と一体として取扱いが出来るよう、所管換を含めて検討されたい。(スポーツ課、まちづくり推進課)

県営住宅(県北)(県中)(会津)及び(いわき)については、「第2・5」に記載したように、県営住宅管理システムと財務会計システムの運用の例等に見られるように、担当建設事務所の指定管理者に対する監督、指導体制が十分確保されているか疑問がある。

については、県営住宅(県北)(県中)(会津)及び(いわき)において、指定管理者を担当する建設事務所が、指定管理業務等を適切に監督、指導及びチェックできる体制となるよう、検討されたい。(建築住宅課)

また、県営住宅の現金による家賃徴収について、指定管理者に別途委託を行っているが、地方自治法施行令に基づく告示がなされていない。

については、関係法令に基づく手続漏れがないよう確認されたい。(建築住宅課)

同様に、太陽の国厚生センター使用料徴収、太陽の国病院手数料徴収、福島県勤労身体障がい者体育館使用料徴収についても、指定管理者に別途委託を行っているが、地方自治法施行令に基づく告示がなされていない。

については、関係法令に基づく手続漏れがないよう確認されたい。(保健福祉総務課)

「第2・5」に記載したように、一部の指定管理施設において、指定管理事業の収支会計を作成していないものがあつた。また、多数の指定管理施設において、事業報告書に指定管理委託料に対する支出のみを記載し、収支状況全般が確認できないものがあつた。各条例上、事業報告書には管理に係る経費の収支状況を記載する旨が規定されており、事業評価においても、指定管理事業全体の収支状況の確認は必須と考える。

については、事業報告書の様式や記載方法、添付書類等について、指定管理事業全体の収支状況がわかるものとなるよう見直しを検討されたい。(各指定管理施設担当課)

「第2・5」に記載したように、一部の指定管理者より、管理業務の引継ぎにおいて前任の指定管理者の対応が十分ではなく、県の指導監督も特になかったとの意見があつた。指定管理事務の引継ぎについては、指定管理者が代わった場合、実際の業務を始めるまでの準備、引継期間が十分でないケースも想定されることから、相当程度の期間の確保等を協定仕様書等に記載することも必要と考える。

については、今後の指定管理者が代わった場合の引継に際し、円滑な引継ぎがなされるよう、新旧指定管理者の指導を徹底されたい。(各指定管理施設担当課)

「第2・5」に記載したように、多数の指定管理施設において施設の改修計画が策定されていなかった。指定管理者における事業計画や指定管理委託料の算定にも影響すると思われることから、改修計画の策定と提示は必要と思われる。

今般、公共施設等総合管理計画の策定が求められているところであり、施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うこと等も求められていることを踏まえれば、公の施設についても、改めて指定管理者制度の導入実績等について評価検討し、管理計画に反映することが重要である。

5 県と指定管理者の責任分担について

施設修繕や備品更新の負担区分については、「第2・6」に記載したように、協定仕様書で定めているにもかかわらず、本来県が負担すべきものを指定管理者の負担としていたものが多数見受けられた。

修繕に関する実際の取扱いにおいては、修理修繕と保守修繕の区分、経年劣化的な修繕等、小規模、大規模の別はあるが、指定管理者自ら修繕を負担するのは困難なケースが散見された。施設の修繕は規模の違いも多岐にわたり、費用の変動幅が大きい。場合によっては指定管理者の経営圧迫や自治体の想定外の負担増となる可能性もあることから、都市公園の指定管理で行われているような指定管理以外の委託契約による精算制を採用するといった工夫のほか、指定管理施設を所管する関係各部署等で、年度ごとに一括して修繕費の適切な予算確保を図る等の方法についても検討されたい。

については、施設修繕や備品更新において、協定上の責任分担を超える負担を指定管理者に負わせることのないよう、必要な措置を講じられたい。（各指定管理施設担当課）

指定管理委託料については、「指定管理者の更新に関する基本方針」において、従前の指定管理委託料の決算額及び指定管理期間最終年度の予算額を示すことにより、応募を受け選定された指定候補団体の提示額を基に債務負担行為が設定されている。また、施設によっては、利用料金制を採用する等インセンティブの導入もなされている。

しかしながら、「第2・6」に記載したように、予算等の関係で債務負担行為額を下回る指定管理委託料となっている施設が多く、県が負担すべきものを負担していない施設や単年度収支が赤字になっている施設もあり、適正な指定管理委託料が確保されているか疑問がある。

については、施設管理やサービス提供に支障が生じないよう、適正な予算や指定管理委託料の確保に努められたい。（各指定管理施設担当課）

利用料金制を導入している施設の一部では、条例や指定管理者の自主事業により料金を減免しているが、減免分の補填については、全額補填しているものから補填のないものまで取扱いに違いが見られた。政策的に必要と認め減免するものについては、指定管理者の負担が発生することから、補填について検討することが必要と考える。

については、利用料金の減免において、インセンティブの観点からも、補填の在り方を検討の上、適切に対応できるよう努められたい。（各指定管理施設担当課）

なお、損害賠償責任としての履行の確保に関連しては、本県の施設において事業の撤退といった事例はないが、ケースが想定される場合にあっては、撤退防止のための履行保証金支払の義務付けといったことも、リスク管理としては検討を加えておく必要がある。

6 施設の設置目的に沿った管理運営について

公の施設の目的となる施設の設置目的に沿った管理運営については、「第2・7」に記載したように、おおむね全ての指定管理者が求められる水準の運営を行っていると考えられた。

「第2・7」に記載したように、福島県中小企業振興館については、指定管理の主要業務である中小企業支援センター業務が補助事業として実施されているため、事業報告書への実績記載がなく、結果として評価結果の記載にも含まれていないものとなっている。

については、指定管理の主要事業である中小企業支援センター業務の実績が、公表される評価内容に反映されるよう、適切な見直しを検討されたい。(経営金融課)

7 指定管理運営の評価と見直しについて

指定管理運営の評価、見直しや施設の現状を把握は、質の高いサービスの提供や業務の改善に欠かせないものとなっている。

「第2・8」に記載したように、毎年度、各施設担当課において評価が行われ、行政経営課が総括して評価の上公表されているが、評価自体が形式的になっている傾向が見られた。

モニタリングや評価に関しては、実際には多くの労力を要することもあり、新たな仕組みを導入することは難しいが、毎年度行われている事業報告に関しては、管理運営の実情や施設の現状を把握するために必要十分なモニタリング指標や方法を予め指定管理者に提示しておくとともに、その結果を踏まえた意見交換を通じて業務の改善を行っていくというPDCAサイクルの確立が重要である。

また、県内部の評価にとどまらず、例えば中間年等の節目において、外部有識者を活用した委員会等で指定管理者の業務状況をチェックし、その後の管理運営の改善につなげていくといったことも有効と考える。

さらに、指定管理者に改善させるだけではなく、サービスの向上等が図られた場合にはインセンティブを設ける等して指定管理者が自主的に業務を改善する仕組みを導入することも有効と考える。

なお、こうしたインセンティブを定める場合には、公平性や透明性が損なわれることがないように十分留意する必要がある。

「第2・8」に記載したように、総務省通知では、評価において、外部有識者等の視点を導入することが望ましいとされているが、ほとんど導入されていないため、例えば常設となっている指定管理者選定検討会を活用する方法も有効と考える。

については、指定管理運営の評価と見直しのための外部有識者を含めた委員会の導入等を検討されたい。(各指定管理施設担当課・行政経営課)

「第2・8」に記載したように、モニタリングや評価の際の確認を実地調査により行っていない施設が見られた。

については、毎年度のモニタリングや評価に対しては、極力実地調査の上評価、見直しを行うことが望ましい。(各指定管理施設担当課)

「第2・8」に記載したように、利用料金制を導入している施設の会計において、経常収支の黒字により指定管理期間に正味財産額が相当程度増加しているものが見られたが、収支の状況を次期指定管理期間における指定管理委託料に反映させる方法や利益配分の在り方に関する検討はなされていなかった。

については、利用料金制を導入している施設の経常収支の状況を踏まえ、経常的に収支が黒字となっており正味財産額が相当程度増加している施設にあつては、次期指定管理期間の指定管理委託料等に反映させる方法も検討されたい。(各指定管理施設担当課)

「第2・8」に記載したように、指定管理委託料が実績ベースとなっている傾向があり、実績額以外に指定管理者の負担も見られること等から、事業費や維持管理費において、適切な指定管理委託料が措置されているか評価、検討がなされるべきものとする。

については、指定管理委託料の算定において、実績等を基にした従前の例に偏ることなく、また指定管理者による施設運営の妨げになる負担を強いることがないよう、適切な委託料の額を措置する必要があることを改めて指定管理施設担当課に対し周知されたい。(行政経営課)

8 指定管理者制度の導入効果について

指定管理者制度の導入効果については、「第2・9」に記載したように、住民サービスの向上、経費削減等において、おおむね効果があったものと評価されているが、東日本大震災の影響で比較が困難な施設もあり、経費削減については、厳しい財政環境下での予算編成の影響があったことも否定できない。

福島県ハイテクプラザについては、「第2・9」に記載したように、本所の試験及び分析に係る業務の一部において指定管理者制度を導入しているが、同じ業務を行っている福島、会津若松及びいわきの各技術支援センターでは、臨時技能員等による直営となっており、本所のみで当該業務に指定管理者制度を導入している理由が明確でなかった。

については、福島県ハイテクプラザにおいて、経済的かつ効率的な管理運営の在り方について、指定管理者制度導入効果の視点を踏まえた検討をされたい。(産業創出課)

福島県昭和の森については、「第2・9」に記載したように、冬期閉鎖施設において年間の指定管理を行っているが、長期の閉鎖期間を含めた管理運営の在り方について評価・検討が必要と考える。

については、福島県昭和の森において、経済的かつ効果的な管理運営の在り方について、指定管理者制度導入効果の視点を踏まえた検討をされたい。(森林保全課)

経費削減や住民サービスの向上等の導入効果を増大させるためには、効果的にインセンティブが発揮できる制度的な管理方法の見直しも必要と思われる。さらなるインセンティブが発揮しやすい協定内容や利用料金制の導入、適切な基準による報奨金及び指定管理委託料の加算といったことについても積極的に検討を行うとともに、適切な維持管理費を見積ることが重要である。

9 その他の事項について

指定管理者制度については、制度導入から10年以上経過し、管理手法として定着し、一定の効果があったと言われるが、指定管理者選定や評価等が形式的になってきていること等についての批判もある。

現在のところ、指定管理者制度自体の見直しの動きはないが、財産管理におけるファシリティマネジメントによる見直しの観点や公共施設等総合管理計画で求められていることによる施設の更新・統廃合・長寿命化の計画的実施等、関連する公の施設をめぐる様々な動きに合わせた適切な対応がこれからも求められている。

第4 まとめ

指定管理者制度については、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ、公共サービスの向上と経費節減を図ることを目的として、平成15年9月の地方自治法の改正施行により制度が導入された。

本県においては、平成18年4月から制度の本格的な導入がなされ、以降、平成23年3月に発生した東日本大震災や原子力発電所の事故により、施設利用の一時休止や県民の避難所等としての運営を行わなければならなくなった施設等があったものの、平成26年度当初において35施設（県営住宅は地域ごとに1施設とした。）で指定管理者が選定されており、指定管理期間の時期が異なる一部の施設を除いた20施設において3期目となっている。

各施設の平成26年度からの再指定に係る選定の状況については、募集・選定等の手続が平成25年度中に行われているが、選定に先立って開催される公募施設の説明会に参加した事業者数は、16件中10件が1者のみとなっており、応募に至っては全て従前の管理者単独での申請により選定されている。

このような状況は、地域には施設の維持管理・運営についてのノウハウを有する民間事業者が少ないといった事情も考えられるが、質の高いサービスの提供に向けて本来行うべき、施設の現状の把握や管理手法の検討が不十分であること、管理実績の確認が単に履行状況の確認に止まり、形式化していること等も要因となっている。

震災後の膨大な復興業務が続く中、新たな取組をすることは容易ではないが、制度の運用に当たっては、施設の現状についてのモニタリングや評価を踏まえ、適切な指定管理委託料の設定やインセンティブの付与の検討を行う等の改善を図り、選定段階から情報を提供する等して、事業者の積極的な参入を促すとともに適正な競争環境の確保を図る努力が必要と考える。

指定管理者が提供するサービスについては、運營業務、維持管理業務、自主事業等幅広い業務にわたり、それぞれの施設の設置目的等によって指定管理者の業務範囲、要求されるサービスの質と量の水準は異なっており、ノウハウがある事業者があっても、採算性の面から応募に消極的なことから適正な競争確保が難しい事業もある。選定の過程にあっては、地域に根ざした団体や業界団体との連携といったことも念頭に、民間の能力活用に向けた施設業務の検討、インセンティブが発揮できるような指定管理者に対する明確な目標の提示、継続的・安定的な管理が行えるような制度の運用、指定管理者がよりよい運営を行うことに対してメリットが生じる仕組みといったことを考えていくことが求められる。

なお、公の施設管理における指定管理者制度の導入は、行財政改革におけるアウトソーシングの推進として位置付けられ、住民サービスの向上や経費削減を図ることと併せて、外郭団体の経営効率化についても目的とされていた。

指定管理者制度の導入から相当の期間が経過しているが、同制度導入以降、一部の施設には老朽化や社会経済情勢の変化による利用者の減少といった状況があり、事業運営等の評価・検証を行う際には、今後の施設自体の在り方等に関する検討も避けて通れないものとなっている。

現在、国からは公共施設等総合管理計画の策定が求められているところであり、施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うこと等が求められていることを踏まえれば、施設の在り方において、公の施設の管理運営における指定管理者制度の他、包括的管理委託、PFI制度、公共施設等運営権制度等、行政と民間事業者等がパートナーシップを組んでサービスを提供する管理手法についても併せて検討されるべきものとする。

参考資料

1 監査対象機関等一覧

監査対象機関等一覧

No	公の施設名	施設所在市町村等	施設区分	施設経過年数	指定管理者 (関係人調査先)	H26.4.1 までの 指定管 理者数	指定期間			監査対象機関名 (指定管理施設所管課、 指定管理者制度所管課)													
							H25を含む 指定期間	年 数	次期 年数														
1	福島県文化センター	福島市	4	44	(公財)福島県文化振興財団	1	H21～H25	5	5	企画 調整部	文化 スポー ツ局	文化振興課											
2	ふくしま海洋科学館	いわき市	4	14	(公財)ふくしま海洋科学館	1	H21～H25	5	5			生涯学習課											
3	クライングウォール	福島市	3	13	(公財)福島県都市公園・ 緑化協会	1	H21～H25	5	5			スポーツ課											
4	福島県男女共生セン ター	二本松市	4	14	(公財)福島県青少年育成・ 男女共生推進機構	1	H21～H25	5	5	生活 環境部		青少年・ 男女共生課											
5	太陽の国厚生センター	西郷村	5	35	(社福) 福島県社会福祉事業団	1	H23～H27	5	未定	保健 福祉部		保健福祉 総務課											
6	太陽の国中央公園			36									H23～H27										
7	太陽の国病院			32																			
8	太陽の国勤労身体障が い者体育館			38																			
9	太陽の国ひばり寮			30																			
10	太陽の国けやき荘			40																			
11	太陽の国かしわ荘			39																			
12	太陽の国かえで荘			34																			
13	ばんだい荘わかば			猪苗代町										15	1	H23～H27	5	未定			障がい 福祉課		
14	ばんだい荘あおば																						
15	福島県点字図書館			福島市											56	(公社)福島県視覚 障がい者福祉協会	1	H21～H25	5	5			
16	福島県中小企業振興館			福島市										2	11	(公財)福島県産業振興 センター	1	H21～H25	5	5	商工 労働部	観光 交流局	経営金融課
17	福島県ハイテクプラザ	郡山市	22	(公財)福島県産業振興 センター	1	H24～H28	5	未定	産業 創出課														
18	福島県中小企業振興館 (起業支援室)	福島市	11	(NPO法人)福島県 ベンチャー・SOHO・ テレワーカー共働機構	1	H21～H25	5	5															
19	天鏡閣	猪苗代町	4	32	(公財)福島県観光物産 交流協会	1	H21～H25	5	5			観光 交流課											
20	福島県産業交流館	郡山市	2	16	(公財)福島県産業振興 センター	1	H21～H25	5	5			県産品 振興戦略課											
21	福島県観光物産館	福島市		11	(公財)福島県観光物産 交流協会	1	H21～H25	5	5														
22	ふくしま県民の森	大玉村	1	17	(公財)ふくしまフォレスト・ エコ・ライフ財団	1	H21～H25	5	5	農林 水産部		森林保全課											
23	福島県昭和の森	猪苗代町		33	(一財)猪苗代町振興公社	1	H21～H25	5	5														
24	福島県 総合緑化センター	郡山市		33	(公財)福島県都市公園・ 緑化協会	1	H21～H25	5	5														
25	翁島港マリーナ施設	猪苗代町		22	マリーナ・レイク猪苗代(株)	1	H21～H25	5	5	土木部		港湾課											
26	プレジャーボート用 指定泊地(小名浜港)	いわき市		12	いわき市漁業協同組合	2	H22～H25	3.5	5			まちづくり 推進課											
27	逢瀬公園	郡山市		35	(公財)福島県都市公園・ 緑化協会	1	H21～H25	5	5														
28	福島空港公園	須賀川市等		13		1	H21～H25	5	5														
29	あづま総合運動公園	福島市		35		1	H21～H25	5	5														
30	県営住宅(県北)	福島市	3	55	(NPO法人)循環型社会推進 センター	2	H23～H27	5	未定				建築住宅課										
31	県営住宅(県中)	郡山市等		46	太平ビルサービス(株) 郡山支店	2	H23～H27	5	未定														
32	県営住宅(会津)	会津若松 市等		43	(NPO法人)循環型社会推進 センター	1	H22～H26	5	5														
33	県営住宅(いわき)	いわき市		46	(NPO法人)循環型社会推進 センター	1	H22～H26	5	5														
34	福島県文化財センター 白河館	白河市	4	13	(公財)福島県文化振興財団	1	H21～H25	5	5	教育庁		文化財課											
35	いわき海浜自然の家	いわき市		18	(公財)いわき市教育文化 事業団	2	H23～H25	2.5	5			社会教育課											
						1の割合 89%				総務部		行政経営課											
	計35施設				計16団体							計17課											

※ 施設区分は総務省調査による(1 レクリエーション・スポーツ施設、2 産業振興施設、3 基盤施設、4 文教施設、5 社会福祉施設)。

2 福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

〔平成16年10月22日〕
〔福島県条例第68号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき県が設置する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理について、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、指定を受けようとする公の施設を管理する知事、病院事業管理者又は教育委員会（以下「知事等」という。）に対し、申請書に事業計画書その他の知事等が定める書類を添えて、知事等が定める期間内に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第3条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、関係法令を遵守するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (5) 業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）その他の情報（次条第2項第5号において「個人情報等」という。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (6) その他知事等が定める基準

(協定の締結)

第4条 知事等は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と公の施設の管理の業務に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 事業報告に関する事項
- (3) 県が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

- (5) 個人情報等の管理に関する事項
- (6) その他知事等が定める事項

(事業報告書の記載事項等)

第5条 法第244条の2第7項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 管理の業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- (4) その他知事等が定める事項

2 指定管理者は、前年度の事業に係る前項の事業報告書を、毎年度終了後5月31日までに知事等が定める期日までに、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日後30日以内で知事等が定める期日までに、当該年度の事業に係る当該取り消された日までの間の前項各号に掲げる事項を記載した事業の報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

(変更の届出)

第6条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその事実を証する書面を添えて、その旨を知事等に届け出なければならない。

- (1) 名称、主たる事務所の所在地又は代表者
- (2) 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約に定める事項
- (3) その他知事等が定める事項

(指定等の公告)

第7条 知事等は、第3条の規定により指定管理者を指定したとき、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は前条の規定による届出（同条第1号に掲げる事項に係るものに限る。）があったときは、その旨を公告しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第70号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

【平成16年4月27日 福島県行財政改革推進本部・公社等外郭団体見直し部会決定】

公の施設の管理に関する見直し指針

I 指針の趣旨

地方自治法改正(平成15年6月13日公布・同9月2日施行)により、公の施設の管理に関する「管理委託制度」が「指定管理者制度」に転換され、現在管理を委託する施設については、改正法施行後3年以内に指定管理者制度等へ移行する必要がある。

この指針は、指定管理者制度等への移行を契機として、公の施設の管理に関して見直しを行うための基本的な事項を定めるものである。

II 見直しの内容

1 見直しの対象とする施設

改正前の自治法第244条の2に基づき管理を委託している施設について実施する。

2 現在の管理状況の点検及び見直し

管理状況全般について点検を行い、事務事業の見直しを実施する。

3 管理方法の決定

点検及び見直しの結果等を踏まえ、指定管理者制度移行、民間移譲等の新たな管理方法を決定する。

III 見直しの進め方

当該見直しに関しては、「公社等見直し実行計画」等と密接に関連することから、「公社等外郭団体見直し部会(行財政改革推進本部)」において検討を行う。

1 現在の管理状況の点検及び見直し

平成16年6月末までに、「点検表」等に基づき管理状況全般の点検等を完了する。

2 指定管理者制度に関する基本的方針の決定

平成16年7月中を目途に、点検及び見直しの結果等を踏まえ、行財政改革推進委員会等の意見を聴いた上で、県としての基本的方針を決定する。

3 管理方法の決定

平成16年9月中を目途に、基本的方針等を踏まえ、各施設ごとの新たな管理方法を決定する。

4 条例等の整備

指定管理者制度へ移行する施設に関しては、平成17年中に、関係条例等を整備の上指定管理者の指定を行う。

5 移行等の時期

上記により、基本的に平成18年度当初から指定管理者制度等へ移行する。

アウトソーシング推進基本方針

1 策定の目的

この基本方針は、以下のような背景を受け、県が直接実施すべき業務以外の業務（※1）について、「外部資源」（※2）の活用（アウトソーシング）を戦略的、計画的に推進していくための指針として策定するものである。

《この方針が目指すもの》

この方針に基づくアウトソーシングの推進を通し、県、市町村、民間事業者、NPO・ボランティア等の知恵と工夫が相互に活かされ、そのことによって不断に付加価値が高められ、良質な公共サービスが提供されていくことを目指す。

※1 県が実施すべき事務事業であるか否かの判断については、当面、公的関与基準における「行政関与の可否に関する基準」及び「県行政実施基準」による。

※2 専門的なノウハウや能力等を確立・保持している民間企業、NPO、個人等をいう。

<環境変化>

○ 行政サービスの民間開放

公の施設の指定管理者制度の導入、地域再生プログラム（※3）の策定など、アウトソーシングの阻害要因となっている制度改正等により、行政サービスの民間開放等の促進が図られている。

※3 平成16年2月地域再生本部決定。地域が自ら考え、行動し、国がこれを支援することを通じて、持続可能な地域再生を推進するための具体的な制度の骨格、国として講ずべき支援措置の内容、今後のスケジュール等を定めたもの。

○ 県民等との協働の要請

NPO等の活発な活動が展開されており、公共サービスにおいても民間セクターとの連携・協働が求められている。

○ 地方公務員の多様な勤務形態の導入

地方公務員法の改正による任期付採用の拡大や任期付の短時間勤務職員制度の創設等、公務の能率的かつ適正な運営を推進できる制度的枠組みが整備されようとしている。

○ 行政運営の効率化等の要請

地方財政の状況が一層厳しくなる中で、これまで以上に行政運営の効率化、行政経費の節減が求められるとともに、高い専門性や能力を有した外部資源の積極的な

活用（アウトソーシング）を図る必要性が増している。

2 推進の方法

1 基本的考え方

下記に掲げる「5つの視点」、「3つの戦略」に基づき、効率的、一体的、計画的な推進に取り組む。

2 5つの視点

(1) 行政サービス水準の向上

高度な専門性や蓄積されたノウハウの活用により、県民サービスの質的向上を図る。

(2) 行財政運営の効率化・高度化

高度な専門性や能力を有した外部資源を活用することにより、県が直接実施すべき業務に職員等を集中化し、業務遂行の効率化、高度化を図る。

(3) 県民等との連携・協働

民間とのパートナーシップの観点から、県民、NPO、ボランティア団体等との連携・協働を図る。

(4) 民間の雇用拡大・経済活性化

公共サービスを広く民間に開放することにより、民間における新たなビジネス機会の拡大、県民の雇用機会の拡大につなげる。

(5) コスト削減

「財政構造改革プログラム」に基づく総人件費の抑制、内部管理経費の削減、事務事業の見直し等を行い、徹底したコスト削減を図る。

3 3つの戦略

(1) 「効率的」に推進するための戦略

推進分野及び業務類型を設定し、効率的に推進する。

また、業務プロセス全体（企画から管理運営まで等）の包括的なアウトソーシングや共通・類似業務を集約化したアウトソーシングを検討する。

(2) 「一体的」に推進するための戦略

財政構造改革、ITの活用による業務改革、公の施設の見直し、公社等外郭団体の見直し、NPOとの協働推進など、様々な改革との一体性を確保しながら推進する。

(3) 「計画的・効果的」に推進するための戦略

具体的な目標、対象業務、実施時期、実施方法等を明確にした実行計画を策定し、計画的に推進する。

また、アウトソーシングによる成果の検証及び蓄積を行い、効果的に推進する。

3 推進分野

1 なお一層推進する分野（2に該当する場合を除く）

従来委託を進めてきた分野について、次の業務類型に基づき、改めて事務事業の点検を行い、新規の委託や委託内容等の拡充など、なお一層の推進に努める。

《業務の種類》

次頁のとおり。

2 規制緩和等の見直しを受けて新たに推進する分野

国における規制緩和、民間開放のための法制度の改正等の動きを踏まえ、アウトソーシングの可否について速やかに検討し、可能なものから順次実施する。

《業務の種類》

- ① 公の施設の管理運営業務（「指定管理者制度」の導入）
 - a 一部の事務を除き、指定管理者による管理が可能と整理されたもの
例：第1種社会福祉事業に係る施設、国民宿舎、県営住宅、下水道、道路、河川、港湾施設、都市公園など
 - b 個別法令等における制約等があることから、その見直し動向を見極めながら取り組むもの
例：図書館、博物館など
- ② 実施主体が地方公共団体等に制限されていた業務
例：第1種社会福祉事業の経営、食品衛生法上の登録検査機関、電気工事士免状の交付、地方税の収納事務など
- ③ 構造改革特別区域や地域再生構想などにおける提案事例業務等
上記構想に係る取組みについても、検討、研究を行う。
例：特定計量器の検定業務、長期の公共職業訓練業務、統計調査業務、公立高等学校の管理運営業務、児童福祉施設の調理給食業務、生活保護法のケースワーカー業務など

※ その他、アウトソーシング移行過程における効率的な人材配置の方策として、地方公務員法の改正により新設される短時間勤務制度等の活用について検討する。

3 その他新たに検討すべき分野

上記1、2の分野に該当する業務以外のものについても、「5つの視点」からアウトソーシングの是非を検討し、必要と判断されるものについては実施する。

アウトソーシングになじむ業務の類型

① 定型的・機械的・規則的・大量発生的な業務

- a データ管理業務（集計・電算入力・台帳整備等）
- b 統計・調査・アンケート業務
- c 窓口サービス業務（受付、貸出、情報提供等）
- d 収納、給付、融資業務
- e 文書収発、印刷・製本、資料整理保存等
- f 福利厚生、庶務業務
- g その他

② 民間の専門的な知識・技術を活用できるもの（新たに設備等を準備したり専門職員を養成するのにコストがかかるもの）（技術革新のスピードが早い分野の業務を含む）

- a 公共事業に関する測量、調査、設計業務
- b 調査、分析、検査、検定、試験、測定業務（水質、地質、依頼分析等）
- c 土木施設等保安点検、維持管理業務（港湾、ダム、道路等）
- d 用地買収等関連業務（移転登記等）
- e 技術指導・相談・訓練・監督業務
- f 定期的な健康診断業務
- g 免許試験関係業務（試験、登録、交付等）
- h 情報化関連業務（システム開発・運用・管理）
- i その他（医療事務、法務事務等）

③ 現業的業務に関するもの

- a 庁舎警備等業務
- b 公用車等管理、運転業務
- c 県立施設の調理・給食業務
- d ほ場管理、農作業、家畜管理、実習林管理等
- e 道路維持補修管理
- f その他

④ 行政財産（公共用財産、公用財産）の管理運営

- a 公の施設の管理運営（今後は管理代行）
- b 土木施設等保安点検、維持管理業務（港湾、ダム、道路等）（再掲）
- c 庁舎等の維持、管理業務
- d その他

⑤ イベント等の企画運営に関する業務

- a 展示会、イベント等の企画運営
- b 広報・番組制作、啓発業務
- c 研修、講習会等の企画運営
- d 計画・構想策定
- e 誘致、販売促進業務（物産振興、企業誘致等）
- f その他

4 計画的な推進

1 集中取組期間

平成16年度からアウトソーシングの推進に取り組むが、特に、平成16年度から平成18年度までを集中取組期間とする。

2 実行計画による推進

アウトソーシング対象業務に関する全庁調査を実施後、実施体制、具体的方策、実施時期等を明記した実行計画を策定し、戦略的・計画的にアウトソーシングを推進する。

5 推進スケジュール

以下のスケジュールにより推進する。

アウトソーシング対象業務に関する全庁調査の実施 (平成16年6月)

アウトソーシング推進実行計画の策定 (平成16年9月)

成果の検証を行うなど、PDCAサイクルを活用しながら、アウトソーシングを計画的に実施 (平成17年4月～)

アウトソーシング推進実行計画 取組状況

平成 22 年 6 月

行 財 政 改 革 推 進 本 部
(業 務 改 革 部 会)

平成21年度の取組状況

1 なお一層推進する分野

① 定型的業務		
業務名	取組状況	部局名
庶務業務 〔サービス関係、給与関係、旅費関係、福利厚生関係の各所属に共通する内部管理業務約210事務〕	集中処理機関におけるアウトソーシング可能な業務を精査した上で、庶務システム稼働に伴う業務集約化に向けた外部人材の具体的な活用取組みとして、平成21年12月から労働者派遣制度を活用 <主なアウトソーシング可能業務> 通勤手当等の諸手当データ、旅費計算データなどの入力及び入力内容の確認 [今後の取組み] 平成23年1月からのシステム全面稼働に伴う業務集約化に向けて、引き続き、労働者派遣制度を活用 【計画どおり取組中】	総務部 ほか各部局
② 専門的業務		
業務名	取組状況	部局名
消費生活関係業務	平成19年度から苦情テスト及び製品事故テストについて外部委託を実施 【計画どおり実施】	生活環境部
計量検定業務	論点・課題を洗い出し、アウトソーシング実現に向けて、費用対効果やメリットについて引き続き検討 【計画どおり取組中】	商工労働部
臨床検査業務	「県立病院改革プラン」に基づき、患者サービスの向上や救急時への対応等との均衡を図りながら、引き続き検討 【計画どおり取組中】	病院局

③ 現業的業務

業 務 名	取 組 状 況	部 局 名
<p>公用車運転業務</p>	<p>平成20年3月に策定した「公用車運転手集中管理基本方針」に基づき、平成21年4月から公用車運転手の集中管理を実施</p> <p><集中化の対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁舎及び各地方振興局が所在する合同庁舎内 ・ 合同庁舎から近接する公所（平均的所要時間15分程度(約10km程度)）については、集中化を検討 <p><集中化対象公所の運転者数></p> <p>20年度：93名→21年度：63名 →22年度：59名 ※再任用、嘱託を含む</p> <p style="text-align: right;">【計画どおり実施】</p>	<p>総務部ほか関係部局</p>
<p>守衛業務</p>	<p>直営で実施すべき最小限の業務範囲について引き続き検討</p> <p style="text-align: right;">【計画どおり取組中】</p>	<p>総 務 部</p>
<p>文書印刷業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷機器を一部廃止し、機器構成の簡素化を実施 ・ 退職者不補充 (平成21年度末に2名退職者し、正規職員は0名となった。) <p style="text-align: right;">【計画どおり取組中】</p>	<p>総 務 部</p>
<p>電話交換業務</p>	<p>[総務部]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職者不補充 (平成21年度末退職者は1名) ・ 22年度から一部について人材派遣を活用 <p style="text-align: right;">【計画どおり取組中】</p> <p>[病院局]</p> <p>外部委託、嘱託化により対応済</p> <p style="text-align: right;">【計画どおり実施】</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>専任職員から事務職員、嘱託員等への切り替えについて、引き続き検討</p> <p style="text-align: right;">【計画どおり取組中】</p>	<p>総 務 部 病 院 局</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>警 察 本 部</p>

<p>犬捕獲業務</p>	<p>平成19年度の検討の結果、委託困難な業務であると整理。平成20年度以降、各事務所（南会津を除く）正規職員1名＋嘱託員等の体制とした。</p> <p style="text-align: right;">【計画どおり実施】</p>	<p>保健福祉部</p>
<p>ボイラー管理業務</p>	<p>[保健福祉部] 平成20年度から会津保健福祉事務所においては外部委託、平成21年度から大笹生学園においては再任用職員での対応を実施</p> <p style="text-align: right;">【計画どおり実施】</p> <p>[農林水産部] 平成19年度から農業総合センター農業短期大学校学生寮において、一部外部委託を実施</p> <p style="text-align: right;">【計画どおり取組中】</p> <p>[病院局] 退職者不補充の考えの下、引き続き検討</p> <p style="text-align: right;">【計画どおり取組中】</p> <p>[教育庁] 退職者不補充 (平成21年度末退職者は0名)</p> <p style="text-align: right;">【計画どおり取組中】</p>	<p>保健福祉部 農林水産部 病院局 教育庁</p>
<p>調理給食業務</p>	<p>[保健福祉部] 平成22年度から総合療育センターにおいて外部委託を完全実施。その他については、退職者不補充の考えの下、引き続き検討</p> <p style="text-align: right;">【計画どおり取組中】</p> <p>[病院局] 退職者不補充の考えの下、引き続き検討</p> <p style="text-align: right;">【計画どおり取組中】</p> <p>[教育庁] 退職者不補充の考えの下、段階的に外部委託を実施中</p> <p style="text-align: right;">【計画どおり取組中】</p>	<p>保健福祉部 病院局 教育庁</p>
<p>動物管理・農場管理業務</p>	<p>[農林水産部] 研究業務と密接な一定の業務については、必要最小限の人員配置として直営を継続しつつ、より効率的な業務運営体制を検討</p> <p style="text-align: right;">【引き続き検討】</p>	<p>農林水産部</p>
<p>道路維持管理業務</p>	<p>平成19年度から道路パトロール業務のうち運転業務及び補修業務について、県南建設事務所及び大峠道路管理所において外部委託を実施</p>	<p>土木部</p>

	他の事務所についても可能なところから外部委託の導入を進めていく。 【計画どおり取組中】	
荷役業務	平成22年度から荷役機械（全4基）の運転業務について、使用許可を受けた民間の港湾運送事業者による運営へ全面的に移行 【計画どおり取組中】	土木部
看護補助業務	平成20年度末退職者不補充（業務見直し）により対応済 【計画どおり実施】	病院局
薬局・検査補助業務	平成21年度末退職者不補充（業務見直し）により対応済 【計画どおり取組中】	病院局
用務員（庁務員）業務	[教育庁] 退職者不補充（嘱託員対応） （平成21年度末退職者は5名） 【計画どおり取組中】 [警察本部] 退職者不補充 （平成21年度末退職者は0名） 【計画どおり取組中】	教育庁 警察本部
④ 施設管理業務		
業務名	取組内容	部局名
相馬工業用水道給水業務	平成18年度末をもって相馬事業所を廃止し、平成19年4月から包括業務委託を導入 【計画どおり実施】	企業局
磐城・勿来・小名浜工業用水道給水業務	引き続き管路・ポンプ場巡視等業務について外部委託化とともに、包括的な業務委託について検討 【計画どおり取組中】	企業局

2 規制緩和等の見直しを受けて推進する分野

① 公の施設の管理運営業務

I 県直営で管理している施設

1 指定管理者制度への移行等を検討する施設

施設名	取組内容	部局名
会津レクリエーション公園 東ヶ丘公園 いわき公園	有料施設がなく、利用料金収入を見込むことができない公園であるため、現段階では指定管理者制度へ移行するメリットが見いだせないが、「あづま総合運動公園」等の実施状況を検証しながら、引き続き検討 【引き続き検討】	土木部
県営住宅 (県南地区) (相双地区)	平成21年度に実施した小規模地区における指定管理者の先進地調査の結果を踏まえ、引き続き検討 【引き続き検討】	

2 他の見直しにおいて管理の在り方等を検討している施設

(1) 県立社会福祉施設の在り方見直し

施設名	取組内容	部局名
希望ヶ丘ホーム 喜多方しののめ荘	[希望ヶ丘ホーム] 平成20年4月から社会福祉法人へ移譲 【計画どおり実施】 [喜多方しののめ荘] 平成21年4月から社会福祉法人へ移譲 【計画どおり実施】	保健福祉部
大笹生学園	民間移譲又は指定管理者制度移行に向け、施設の老朽化や法制度見直しのスケジュールにも配慮しながら、「大笹生学園のあり方検討会議」を設置し、平成22年度内に在り方を検討 【引き続き検討】	

郡山光風学園	平成21年4月からの利用定員の 見直しや県中児童相談所一時保護所 併設後の利用者数の推移等を踏まえ、 平成22年度内に実行計画を策定 【引き続き検討】
若松乳児院	学識経験者等による「乳幼児養護 体制のあり方に関する検討会」 の検討結果を踏まえ、平成22年度 内に実行計画を策定 【引き続き検討】

(2) 企業局事業見直しにおける見直し

施設名	取組内容	部局名
好間工業用水道 施設	「県・市協議会」において、いわ き市への譲渡に向け、引き続き調整 【引き続き検討】	企業局

(3) 県立病院改革における見直し

施設名	取組内容	部局名
会津総合病院 喜多方病院	会津医療センター（仮称）の県立 医科大学附属病院化に伴う病院機能 等の検討とともに、実施設計を進め た。 平成22年度以降は、会津医療セ ンター（仮称）の平成24年度後半 の開院に向け、引き続き、実施設計 を進めるとともに、県立医科大学と診 療・教育・研究機能の在り方、運営 ・医療情報システム、医療機器等の 検討を進めるなど着実に整備を行う。 【計画どおり取組中】	病院局
リハビリテーション飯 坂温泉病院	平成19年4月に病院の機能等を 民間医療機関へ移譲 【計画どおり実施】	
リハビリテーション飯 坂温泉病院 本宮診療所	平成19年3月に診療所を廃止し、 平成20年3月に敷地等を本宮市へ 譲渡する契約を締結（平成20年4 月1日引渡し） 【計画どおり実施】	
三春病院 猪苗代病院	平成19年4月に病院の機能等を それぞれ三春町、猪苗代町へ移譲 【計画どおり実施】	

3 その他管理の在り方について引き続き検討する施設

施設名	取組内容	部局名
下水道施設 （ 県北処理区 県中処理区 二本松処理区 田村処理区 ）	平成20年度から民間一括委託を導入した二本松処理区の検証結果等を踏まえ、他の3処理区への導入に当たり制度の検証を実施 【計画どおり取組中】	土木部
図書館 美術館 博物館	指定管理者制度導入によるメリット、デメリットの比較検討を実施 検討結果等を踏まえ、管理運営のあり方について、引き続き検討 【引き続き検討】	教育庁

II 地方自治法252条の14に基づき事務(管理)を委託している施設

□ 管理の在り方について引き続き検討する施設

施設名	取組内容	部局名
福島体育館	福島市への移譲に向け、引き続き調整 【引き続き検討】	企画調整部

② 法制度等の阻害要因の緩和された業務

業務名	取組内容	部局名
県税収納業務	平成20年度から「自動車税定期課税分」の収納業務について、収納代行会社を通じてコンビニエンスストアに外部委託を実施し、以下の効果があった。 <主な効果> ・県税納付の利便性向上 ・納期限内納付率が実施前より4.85%アップ ・督促コストの削減 等 【計画どおり実施】	総務部

3 その他新たに推進する分野

① 住民提案型アウトソーシング

平成19年度に実施した「分権広報活動事業」、「NPOと行政の協働推進事業」の効果検証を行った。
今後、検証結果を踏まえ、実施について引き続き検討を行う。

総務部
企画調整部

<検証結果>

民間の発想を取り入れることができたが、以下が課題。

- ・公募者数が少ない
- ・必ずしも経費削減に結びつかない
- ・県と受託者の役割分担が不明瞭になりがち

【休止、継続検討中】

② 福島県版市場化テスト

平成20年3月に策定した対応方針に基づき、先進事例の研究・情報収集を進めた。

総務部

なお、本県では制度導入について、以下の点から現在の民間委託を確実に進めていった方が効果が高いと考え、当面は導入しないこととした。

- ・官民競争入札は実績が上がっておらず、民間競争入札ならば従来の民間委託との相違が明確でなく、民間事業者のノウハウを活用するならば他にも指定管理者制度等の手法がある。
- ・行政が直接担うべきか、委託可能かについて、多くのコストをかける必要性が感じられない。
- ・委託可能ならば、第三者委員会の設置、条例制定などの手続を経由せずに、競争入札により委託すればよい。

【当面導入せず】

指定管理者制度導入に関する基本的方針

目 次

I	基本的方針の趣旨	1
II	基本的な考え方	2
III	移行の手順	3
i	条例の改正等	4
ii	予算措置等	4
iii	管理者の募集	5
iv	候補団体の選定	5
v	管理者の指定	6
vi	協定等の締結	6
vii	管理状況の確認等	7
viii	危機管理	7
□	公の施設の管理 に関する見直し指針	8
□	見直しの対象とする施設	9

平成16年8月

I 基本的方針の趣旨

《指定管理者制度創設の背景・目的》

- 「民間でできることは民間に」の理念の下、自由な経済活動の範囲をできる限り広げ、市場を民間に開放するよう、地方分権改革推進会議、総合規制改革会議などで指摘されてきた。
- これを受け、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として地方自治法が改正され、「指定管理者制度」が創設された（平成15年6月13日公布・同9月2日施行）。
- これにより、現在管理を委託している公の施設については、改正法施行後3年以内に指定管理者制度等へ移行する必要がある。

《基本的方針の趣旨》

- 「指定管理者制度導入に関する基本的方針（以下「基本的方針」という。）」は、地方自治法改正の目的を具現化するため、「公の施設の管理に関する見直し指針（平成16年4月27日公社等外郭団体見直し部会決定。以下「公の施設見直し指針」という。）」に基づき、平成18年4月からの指定管理者制度への円滑な移行を進めるための基本的な考え方、手順等を定めるものである。
- 県直営等により管理を行っている公の施設についても、今後、「アウトソーシング推進基本方針（平成16年6月7日業務改革部会決定）」に基づく全庁調査結果を踏まえ、指定管理者制度の導入を進める場合には、この基本的方針に基づき対応するものとする。

Ⅱ 基本的な考え方

- 指定管理者制度への移行に当たっては、地方自治法改正の目的である「住民サービスの向上」、「経費の節減」等を図るため、「施設」及び「管理主体」の両面からの見直しを行うとともに、指定手続等における透明性の確保及び県民への説明責任に十分配慮するものとする。
 - 「施設」に関しては、「公の施設見直し指針」に基づく「管理運営に関する点検」等により、施設の在り方の検討や更に効用を高めるための必要な見直し等を進める。
 - 「管理主体」に関しては、「うつくしま行財政改革大綱」の基本的方向の一つである「県民等との連携・協働」を進める観点から、現在の管理受託者である公社等、民間企業、NPOなど幅広い分野を視野に入れる。

なお、公社等については、本年10月を目途に、県の人的・財政的関与の在り方を別途整理し、一経営体としての自主性・主体性の更なる発揮を図ること等を内容に、現在の「公社等外郭団体に関する指導指針」に代わる新たな「指針」を策定し、見直しに取り組むこととしている。
 - 「透明性の確保及び県民への説明責任」に関しては、各手続において、それらを担保する仕組みを取り入れていく。
- 指定管理者制度への移行後においては、毎年度の事業報告等に基づき管理状況を把握するとともに、成果目標の設定等による評価を行い、その結果を次回の指定時等に活用することで「住民サービスの向上」、「経費の節減」等を確実に図っていくものとする。

Ⅲ 移行の手順

□ 指定管理者制度への移行に当たっては、下記工程表を基本として取り組んでいく。

	条例改正等	予算措置等	管理者募集・指定	協定等の締結
16年 5月 9月	公の施設の点検 新管理方法の決定 実行計画の見直し			
	通則的な条例制定 条例改正(案)検討 ↓	委託料等検討 利用料金制検討 ↓	募集要項等検討 ↓	
17年 6月 議会	設置管理条例改正			
7月上旬			「募集」開始 ↓	
8月上旬 8月下旬			「募集」終了 候補団体の「選定」	
17年 9月 議会		債務負担行為設 定	管理者の「指定」	
10月中旬				詳細事項調整 協定(案)等検討 ↓
17年12月 議会		(債務負担行為設 定)	(管理者の「指定」)	
18年 2月 議会		18年度委託料確 定		
3月下旬				協定等締結
18年 4月	指定管理者制度への移行			

Ⅲ - i 条例の改正等

1 通則的な条例の制定

- 制定の内容： 指定の手続（申請の方法、選定の基準、事業計画の提出等）、その他の共通事項をまとめた「通則的な条例」を新たに制定する。
- 制定の時期： 最初に指定管理者制度に移行する施設に合わせて制定。
- 制定の主体： 人事領域行政経営グループ

2 施設設置管理条例の改正

- 改正の内容： 各施設の「設置管理条例」について、以下の事項を追加及び削除する。
 - (1) 追加する事項
 - ① 「指定管理者による管理」に関する事項
 - ② 管理の基準（開館時間、使用の制限等）
 - ③ 業務の範囲（施設設備の維持管理、個別の使用許可等）
 - ④ その他必要な事項
 - (2) 削除する事項
 - ① 「管理の委託」に関する事項
- 改正の時期： 平成17年6月議会
- 改正の主体： 公の施設の「各所管部局」

3 「個人情報保護条例」、「外部監査条例」等の関係条例の改正

- 改正の主な内容： 指定管理者による公の施設の管理を対象等とすること。
- 改正の時期： 最初に指定管理者制度に移行する施設に合わせて改正。
- 改正の主体： 条例の「各所管部局」

Ⅲ - ii 予算措置等

- 単年度の予算： 通常の当初予算を決定する毎年の2月議会において、「各年度の予算」の議決を得る。
- 指定期間中の： 「指定」と同一の議会（平成17年9月議会又は12月議会）全体予算において、「債務負担行為」の議決を得る。
- 利用料金制： 必要に応じ導入等について検討する。

Ⅲ - iii 管理者の募集

- 募集の方法： 原則として「公募」による募集とする。
ただし、特別な事情等がある場合には「公募」によらないこともできるものとするが、説明責任を果たし得るだけの理由付けが必要であることに留意する。
なお、「公募」実施の有無については、各施設の設置管理条例の改正までに決定する。
- 《「公募」によらない場合（例）》
 - 県の施策との密接な関連から、当該団体による、施設の管理運営と一体となった事業展開の必要性が認められる場合
 - 隣接する市町村有施設等との一体的管理の必要性が認められる場合
 - 現在の管理者以外に申請が見込めないことが客観的に認められる場合
 - 「危機」への対応上必要性が認められる場合（後述） など
- 募集の時期等： 「公募」による募集は、設置管理条例改正を行う平成17年6月議会後の「1か月程度」を基本とする。
ただし、施設の性格等により、長期間の募集が必要と認められる場合には、適宜期間を設定するものとする。
なお、募集に関しては、県報掲載により公告する。
- 募集要項等の作成： 「公募」を実施する施設については、募集に際しての詳細事項を定めた要項等を作成する。（※ 準則：別途整理し、提示する）

Ⅲ - iv 候補団体の選定

- 選定の方法： 公の施設の「各所管部局」が主体となって選定を進め、「福島県行財政改革推進委員会」の意見を聴いた上で決定する。
- 選定の時期： 募集期間終了後の1か月程度。
- 選定の基準： 「選定の基準」の基本となる事項については、「通則的な条例」において規定する。
個別具体的な事項等については、必要に応じて、各施設の「設置管理条例」において規定する。

《「通則的な条例」に規定する「選定の基準」（案）》

- ① 県民の平等利用が確保されること
- ② 管理に関する事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し県民サービスの向上が図られ、また、管理経費の縮減が図られるものであること
- ③ 事業計画に沿った管理を行う人的能力、物的能力等を有していること
など

Ⅲ - v 管理者の指定

- 指定の方法： 公の施設の「各所管部局」において、議会の議決を経て指定する。
- 指定の時期： 平成17年9月議会又は12月議会後
- 指定の期間： 「3年」を基本とする。
ただし、施設の性格等により、「3年」によらないこともできるものとする。
- 指定の周知： 管理者の名称、期間等の指定内容については、県報掲載のほか、施設の性格等必要に応じて広く県民への周知に努める。

Ⅲ - vi 協定等の締結

- 締結の方法：① 指定期間全体の包括的な協定等の締結
② 毎年度の協定等の締結
- 締結の時期：① 平成18年3月下旬（当初予算議決後）
② 毎年3月下旬（当初予算議決後）

《「協定」等の記載事項（例）》

- ・ 指定（協定）期間
- ・ 委託料の額及び支払いの方法に関する事項
- ・ 事業の実施に関する事項（管理の基準、業務の範囲等）
- ・ 事業引継に関する事項
(管理開始時点で既になされていた利用申込みの取扱い等)
- ・ 施設内物品の所有権帰属に関する事項
- ・ 事業報告に関する事項
(事業報告書の提出、随時の事業報告、立入調査等)
- ・ 個人情報保護に関する事項
- ・ リスク管理、責任分担に関する事項
- ・ 指定の取消しに関する事項 など

(※ 準則：別途整理し、提示する)

Ⅲ - vii 管理状況の確認等

- 確認の方法： 地方自治法の規定に基づき、毎年度終了後に提出を受ける事業報告書のほか、必要に応じて臨時に報告を求め、又は実地に調査することにより、施設の管理状況を把握する。
- 評価の実施： 事業報告書等に基づき、「県民サービスの向上」、「経費の節減」等を主な観点とし、毎年度一回、管理状況に関する評価を実施する。
- 確認等の主体： 公の施設の「各所管部局」
- 結果の活用： 確認等の結果については、可能な範囲で指定期間中の「毎年度の協定等」などへ反映させるほか、「福島県行財政改革推進委員会」に報告するなどにより次回の指定手続等において活用していく。

Ⅲ - viii 危機管理

- 指定管理者による管理が不能となった場合などの「危機」に対しては、県民サービスの維持を最優先として対応する。
- 「危機」の回避、発生した場合の被害の最小化等のためには、随時指定管理者の業務状況（当該施設の管理状況及びその他の業務状況）等の把握に努めるほか、あらかじめ「危機」を想定した体制を各施設ごとに整備する。
- 指定管理者の責めに帰すべき事由による「危機」に対する備えとして、必要に応じ、「協定」等において「損害賠償」等についても取り決める。

《「危機」への対応（例）》

- (1) 指定期間中に指定管理者による管理が継続不能となった場合
- (2) 指定期間前に指定管理者による管理が不能となった場合
- (3) 「公募」に対して申請団体がなかった場合

に対しては、次の順序で対応する。

- ① 対応可能である場合には、(新たな) 管理者を指定する。

ア 基本的には、(再度の)「公募」により候補団体を選定する。

イ 「時間的に間に合わない」、「同じ結果が予測される」など客観的に対応不可能である場合に限り、「公募」によらず候補団体を選定できるものとする。

- ② 緊急を要する場合、(新たな) 管理者が見当たらない場合等には、県直営により対応する。

なお、県直営による対応も困難な場合には、一時的に施設を閉鎖する。

など

7 通知等

総行行第 87 号
平成15年7月17日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という）は、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日付け総行行第86号、総行公第39号、総財公第61号、総財務第71号、15文科高第275号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第1 地方公共団体の内部組織に関する事項（略）

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること（第244条の2第3項関係）。
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申立てに対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の2第3項関係）
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設となる団体の名称、指定の期間等であること。（第244条の2第6項関係）

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第244条の2第4項関係）
 - ① 「指定の手續」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。
 - ア 住民の平等利用が確保されること。
 - イ 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
 - ② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。
 - ③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。
- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。（第244条の2第8項及び第9項関係）
- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管

理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)

- (2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。
- (3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際「地方公共団体における個人情報保護対策について」(平成15年6月16日付け総行第91号総務省政策統括官通知)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (改正法附則第1条関係)
- 2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。(改正法附則第2条関係)

各都道府県知事

殿

各政令指定都市長

総務事務次官

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について

分権型社会システムへの転換が求められる今日、地方公共団体においては、人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められております。

また、我が国の行財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しく、政府においては、国・地方を通じる行財政改革の推進に強力に取り組んでいるところであります。

地方公共団体においては、これまでも積極的に行政改革の推進に努めてこられたところでありますが、その進捗状況については国民の厳しい視線も向けられているところであり、これらの状況を改めて認識の上、更なる改革を進めていくことが必要であります。

このため、今般、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省において別添のとおり「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定いたしました。

各地方公共団体におかれましては、この指針を参考として、より一層積極的な行政改革の推進に努められますよう、命により通知いたします。

なお、都道府県におかれましては、各都道府県内の市区町村に対しても本通知について周知されますようお願いいたします。

(以下、指定管理者制度関連部分を抜粋)

第2 行政改革推進上の主要事項について

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(2) 指定管理者制度の活用

- ① 現在直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表すること。
- ② 特に、平成15年9月の指定管理者制度の創設に係る地方自治法の改正前の管理委託制度により出資法人、公共団体又は公共的団体へ管理委託している公の施設については、平成18年9月の指定管理者制度への移行期限までに、当該出資法人等を指定管理者に指定するか、新たに民間事業者等を指定管理者に指定するか、当該施設を廃止するか等、管理のあり方についての検証を行うこと。
- ③ 管理のあり方の検証に際しては、各施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、存続する場合には管理主体をどうするかなどについて、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含め、その理由を明らかにした上で、住民等に対する説明責任を十分に果たすこと。
- ④ 公の施設の管理状況については、管理の主体や、管理主体が指定管理者となっていない場合にはその理由等の具体的な状況を公表すること。

各都道府県知事殿

総務事務次官

平成20年度地方財政の運営について

平成20年度の地方財政については、政府としては、地方財政の重要性にかんがみ、その運営に支障が生じることのないよう所要の対策を講じることとし、「平成20年度地方財政計画」（平成20年1月25日閣議決定、別紙1及び別紙2）及び「平成20年度地方債計画」（平成20年総務省告示第266号及び第294号、別紙3）を策定し、また、第169回国会において4月30日に「地方税法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第21号）、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第2号）及び「地方法人特別税等に関する暫定措置法」（平成20年法律第25号）が成立したところです。うち前二法については、同日に公布、施行され、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成20年4月30日付け総務事務次官通知）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行について」（平成20年4月30日付け総務事務次官通知）により通知したところです。なお、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」は、平成20年10月1日から施行されます。

平成20年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、平成8年度以降13年連続して、「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当する財源不足が生じるという深刻な事態に直面しました。

また、地方財政は、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が累積しており、平成20年度末においては、地方債（普通会計債）残高が137兆円、これに交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）の借入金残高並びに普通会計でその償還財源を負担することとなる公営企業債残高を加えると、借入金の総額は197兆円に達する見込みとなっています。今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから、地方財政は、構造的にみて、極めて厳しい状況にあります。

さらに、高齢化が本格化する中であって、我が国の経済活力を維持し、社会保障制度や少子化対策を充実していくためには、持続的な経済成長を図るとともに、財政健全化に向けた歳出歳入一体改革に取り組んでいくことが求められています。

このような状況の下で、地方公共団体が、国民の要請に応じてその役割を適切に果たしていくためには、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めつつ、地方分権を推進し、地方公共団体の創造性・自律性を高め、活力ある地方を創るための施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保を図っていく必要があります。

平成20年度の地方財政運営に当たっては、このような地方財政の現状を踏まえ、税収

入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、下記事項に十分留意の上、経済の動向に即応した機動的・弾力的な運営にも配意し、節度ある財政運営を行うようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願いします。

なお、本通知は「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

（以下、指定管理者制度関連部分を抜粋）

第一 財政運営の基本的事項

4 地方分権改革、市町村合併及び行政改革の推進等

(8) 指定管理者制度の運用

平成15年度に導入された指定管理者制度は、導入後5年を経過し新たな指定管理者の選定に入ろうとしている団体が多いと見込まれるところであり、運用に当たっては以下の事項に留意し、その在り方について検証及び見直しを行われたい。

ア 指定管理者の選定の際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が重要であること。

イ 指定管理者の適切な評価を行うに当たっては、当該施設の態様に応じ、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要であること。

ウ 指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。また、委託料については、適切な積算に基づくものであること。

指定管理者制度の運用上の留意事項

○指定管理者の選定過程に関する留意事項

- ・ 指定管理者を選定する際の基準設定に当たって、事業計画書に沿った管理を安定して行うことが可能な人的能力・物的能力を具体的に反映させているか
- ・ 複数の申請者に事業計画書を提出させることなく、特定の事業者を指定する際には、当該事業者の選定理由について十分に説明責任を果たしているか
- ・ 選定委員会のあり方（選定の基準等）について説明責任を果たしているか
- ・ 選定委員には施設の行政サービス等に応じた専門家等が確保されているか
- ・ 情報公開等を十分行い、住民から見て透明性が確保されているか

○指定管理者に対する評価に関する留意事項

- ・ 評価項目、配点等について客観性・透明性が確保されているか
- ・ モニタリングの数値、方法等について客観性・透明性が確保されているか
- ・ モニタリングに当たり、当該行政サービス等に応じた専門家等の意見を聴取しているか
- ・ 評価する施設の態様に応じた適切な評価を実施しているか
- ・ 評価結果についての必要な情報公開がされているか

○指定管理者との協定に関する留意事項

- ・ 施設の種別に応じた必要な体制（物的・人的）に関する事項を定めているか
- ・ 損害賠償責任の履行の確保に関する事項（保険加入等）を定めているか
- ・ 指定管理者変更に伴う事業の引継ぎに関する事項が定められているか
- ・ 修繕費等の支出について、指定管理者と適切な役割分担の定めがあるか
- ・ 自主事業と委託事業について明確な区分が定められているか

○委託料等の支出に関する留意事項

- ・ 指定管理者に利益が出た場合の利益配分のあり方等を公募の際の条件として可能な範囲で明示しているか
- ・ 地方公共団体側の事情で予算（委託料等）が削減された場合等を想定し、指定管理者側と協議の場を設ける等適切な定めが協定等にあるか
- ・ 委託料の支出にあたり選定の基準（人的・物的能力等）等に応じた適切な積算がなされているか
- ・ 利用料金の設定に当たっては、住民に対するサービス提供のあり方を勘案し適正な料金設定となるよう留意しているか

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしく願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとしてされている。この期間については、法令上具体的定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。

- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。